

第4次津山男女共同参画 さんさんプラン

[平成30(2018)年度～平成34(2022)年度]

「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」の
実現をめざして



津山市

「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」の 実現をめざして

すべての人が性別に関わりなくその個性と能力を発揮でき、生きがいを感じながら安心して暮らせる「男女共同参画社会」の実現は、活力あるまちづくりには欠かせません。



津山市では、平成14年の「津山市男女共同参画まちづくり条例」制定以降、「男女が共にさんさんと輝けるまち津山」を目指して取り組んでまいりました。

しかしながら、全国的な人口減少社会の到来により、地域コミュニティの衰退や労働力不足、地域経済の活力低下など社会情勢の変化に伴う様々な課題がある中、女性の活躍推進をはじめ、男女共同参画の視点からも早急な対応が求められており、また、性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っていることも、看過できない課題です。

そこで、今後5年間の基本方針や具体的な施策を示した「第4次さんさんプラン」では、従来のプランに女性活躍推進計画とDV防止計画を加え、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や人材育成、教育啓発事業等、今後のまちづくりに必要な施策を盛り込むことにより、男女共同参画社会を基盤とした、安心して子どもを産み育て、魅力ある住みやすいまち津山の実現に向け、さらなる取り組みを行ってまいります。

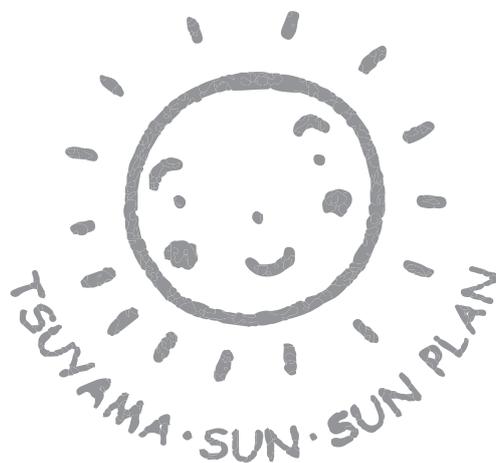
男女共同参画社会の実現に向け、地域団体を始め、事業者、市民など関係の皆様との連携のもと、総合的で効果的な施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました津山市男女共同参画まちづくり審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた市民の皆様に対し、心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

平成30(2018)年3月

津山市長 谷口 圭三

目 次



第1章 プランの趣旨	1
1 プラン策定の趣旨	2
2 プランの性格	2
3 プランの期間	3
第2章 プラン策定の背景	5
1 国際社会の取り組み	6
2 国における取り組み	7
3 岡山県の取り組み	7
4 津山市の取り組み	7
5 津山市の現状	8
(1)第3次つやま男女共同参画さんさんプランにおける数値目標の達成状況	8
(2)市民アンケート調査結果等	11
6 津山市の課題	23
(1)男女共同参画についての意識づくり	23
(2)男女間のあらゆる暴力の根絶	23
(3)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	23
(4)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	24
(5)働く場における女性の活躍促進	24
(6)困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり	24
第3章 プランの基本的な考え方	25
1 プランの基本理念	26
2 プランの基本目標	26
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり	26
基本目標Ⅱ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現	27
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	27
3 プランの体系図	28

第4章 プランの内容 31

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり … 32

主要施策(1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発 …… 32

主要施策(2) 男女共同参画に関する調査・研究 …… 33

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 …… 33

主要施策(3) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進 …… 33

主要施策(4) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進 …… 34

基本目標Ⅱ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV防止計画） …… 34

主要施策(5) DV発生の防止及び抑制に向けた取り組み …… 34

主要施策(6) 被害者等救済体制の充実 …… 35

主要施策(7) 被害者の自立を支援する環境整備 …… 36

主要施策(8) 関係機関との連携強化と民間団体との協働 …… 36

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援 …… 37

主要施策(9) 健康の保持・増進支援 …… 37

主要施策(10) 性と生殖に関する健康の重要性と
母子保護に関する正しい知識の普及 …… 38

重点目標5 地域社会における男女共同参画の推進と

安全・安心な環境づくり …… 38

主要施策(11) 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯体制の確立 …… 39

主要施策(12) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人が
安心して暮らせる環境づくり …… 39

主要施策(13) 都市づくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進 …… 40

重点目標6 国際化社会に対応する男女共同参画の取り組み …… 40

主要施策(14) 国際的な取り組みへの理解と
市内在住外国人に対する支援の充実 …… 40

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

重点目標7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 …… 41

主要施策(15) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 …… 41

主要施策(16) 事業者・市民団体等への女性の参画の促進 …… 41

重点目標8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 …… 42

主要施策(17) 家庭や地域における男女共同参画の促進 …… 42

主要施策(18) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実 …… 43

主要施策(19) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり …… 43

重点目標9 働く場における男女共同参画の推進	43
主要施策(20) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	44
主要施策(21) 女性のチャレンジ支援	44
【数値目標一覧】	45

第5章 プランの推進 47

1 庁内の推進体制	48
2 市民・事業者等との連携	49
3 関係機関との連携	49
4 津山市男女共同参画まちづくり条例の浸透	49
5 津山男女共同参画センター「さん・さん」の機能充実	49

第6章 関係資料 51

1 津山市男女共同参画市民アンケートの結果概要	52
2 第4次津山男女共同参画さんさんプランの策定経過	64
3 第4次津山男女共同参画さんさんプラン案についての諮問及び答申	65
4 津山市男女共同参画まちづくり審議会委員名簿	67
5 津山市男女共同参画関連条例等	68
①津山市男女共同参画まちづくり条例	68
②津山市男女共同参画まちづくり条例施行規則	71
③津山市男女共同参画まちづくり推進本部設置要綱	72
6 関係法令等	73
①男女共同参画社会基本法	73
②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	76
③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	83
7 男女共同参画関係年表	89
8 第4次さんさんプラン用語解説	92



第 1 章



プランの趣旨

第1章 プランの趣旨

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画基本法では、「全ての人々が性別にかかわらず互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現」を21世紀のわが国の最重要課題のひとつとして位置づけています。

本市においても、平成14(2002)年の「津山市男女共同参画まちづくり条例」の制定以降、その行動計画として、平成15(2003)年3月に「つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成20(2008)年3月に「新つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成25(2013)年3月に「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

この間、女性の地位向上や固定的な性別役割分担意識*に一定の変化が見られるものの、いまだに社会制度・慣行の中に根強く残っているものもあります。また、ひとり親家庭の貧困などの新たな課題も顕在化してきました。一方、平成28(2016)年5月に刊行された「男女共同参画白書」では、誰もが個性を尊重され、多様性が認められる「一億総活躍社会」の実現に向けて、女性の活躍を最も重要な鍵としているように、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上については今まで以上に取り組むべき課題となっています。

このたび平成29(2017)年度末で現行計画が期間満了を迎えることから、こうした社会課題を見据え、これまでの成果を継承しつつ、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、より一層、男女共同参画社会の形成に向けた施策・事業を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」を策定します。

2 プランの性格

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項^(※1)及び津山市男女共同参画まちづくり条例第8条^(※2)に基づく男女共同参画推進のための総合的なプランです。
- ② 本プランの一部を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項に規定する市町村基本計画(DV防止計画)として位置づけたプランです。
- ③ 本プランの一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に規定する市町村推進計画(女性活躍推進計画)として位置づけたプランです。
- ④ 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次おかやまウイズプラン」との整合性を図ったプランです。
- ⑤ 「津山市第5次総合計画」や市の関連各種計画との整合性を図ったプランです。
- ⑥ 津山市男女共同参画まちづくり審議会の答申をはじめ、平成28(2016)年度に実施した

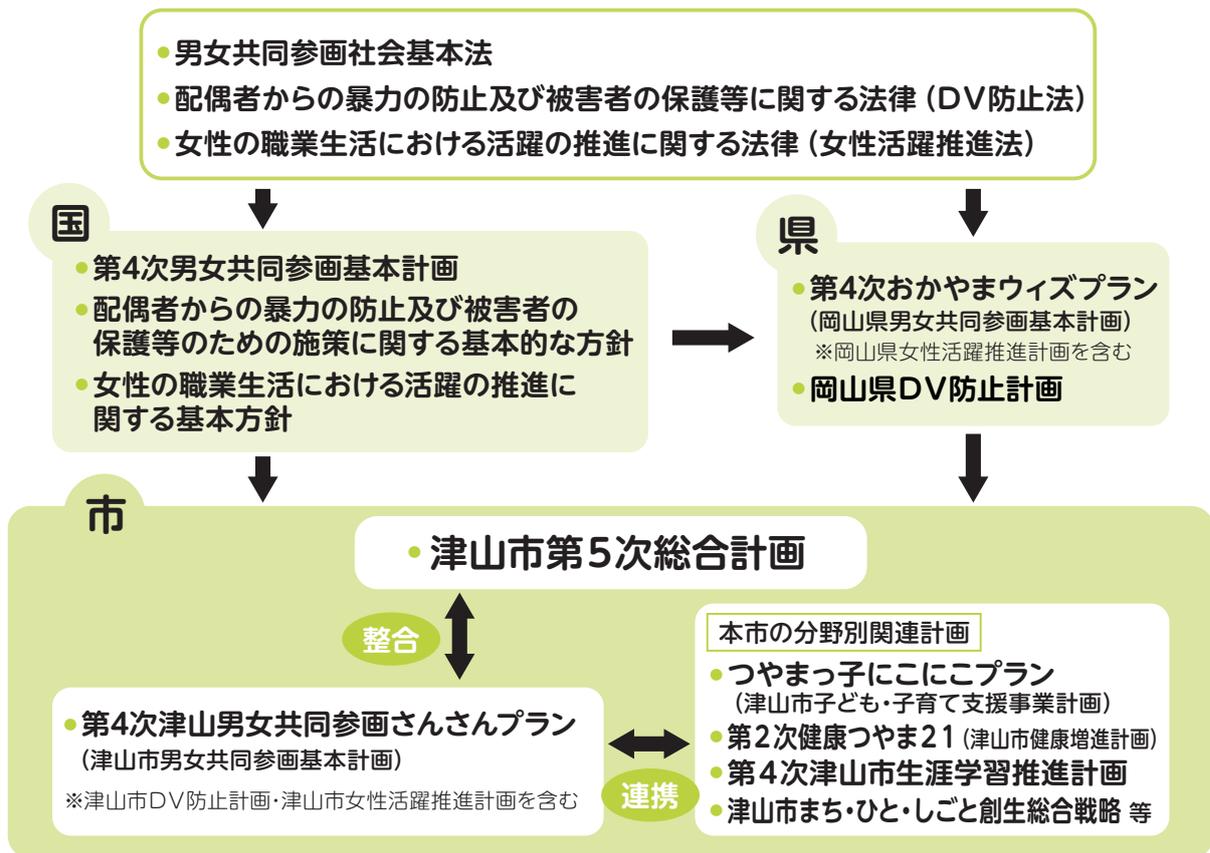
「津山市男女共同参画市民アンケート調査」、パブリックコメント*などによる市民の意見を反映させたプランです。

- ⑦ 行政はもとより、市民が家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において自ら考え、行動するための指針となるプランです。
- ⑧ 平成25 (2013) 年策定の「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」の理念を継承し、新たな課題に対応したプランです。

※1 男女共同参画社会基本法第14条第3項
市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

※2 津山市男女共同参画まちづくり条例第8条
市長は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画のまちづくりに関する基本的な計画を策定するものとする。

● 計画の位置づけ



3 プランの期間

このプランは、平成30 (2018) 年度を初年度とし、平成34 (2022) 年度末までの5か年計画とします。また、社会経済情勢の変化等を考慮し、必要に応じプランの見直しを行うものとします。



第4次津山男女共同参画
さんさんプラン

第 2 章



プラン策定の背景

第2章 プラン策定の背景

1 国際社会の取り組み

国際連合は、1975年を「国際婦人年*」と定めて「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択、その後10年間を「国連婦人の10年*」として、世界の国々に対し、女性の地位向上のための積極的な取り組みを呼びかけました。

1979年、国連は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約*）」を採択し、「国連婦人の10年」の最終年である1985年には「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

1995年、アジアで初めてとなる「第4回世界女性会議*」を北京で開催し、「北京宣言」と女性のエンパワメント*の促進などを盛り込んだ「行動綱領」を採択、さらに、2000年にはニューヨークで開催した「女性2000年会議」において、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択しました。

2005年には「北京+10（第49回国連婦人の地位委員会）」、2010年には「北京+15（第54回国連婦人の地位委員会）」、2015年には「北京+20（第59回国連婦人の地位委員会）」をニューヨークの国連本部で開催し、2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワメントの完全な実現に向け、努力する宣言を採択しています。

このような流れのなか、2016年には「女子差別撤廃条約」に基づき、女子差別撤廃委員会から日本の男女平等に向け、性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力防止、政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進、ワーク・ライフ・バランス*の推進などの履行勧告を含んだ総括所見が公表されました。

2 国における取り組み

昭和50（1975）年の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中で、わが国においては、昭和52（1977）年に「世界行動計画」を取り入れた「国内行動計画」を策定、昭和60（1985）年の「女子差別撤廃条約」の批准に当たっては、男女雇用機会均等法*の制定、国民年金法の改正、家庭科の男女共修化など、法律・制度面の整備を進めました。昭和62（1987）年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しています。

第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」「行動綱領」や、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、平成8（1996）年には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに、平成11（1999）年には、5つの基本理念と国・地方公共団体・国民の責務を明記した「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌12（2000）年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。

その後、平成17（2005）年には「第2次男女共同参画基本計画」、平成22（2010）年には「第3

次男女共同参画基本計画」、平成27(2015)年には「第4次男女共同参画基本計画」をそれぞれ策定し、関連施策の推進を図っています。

平成25(2013)年には、「日本再興戦略」を閣議決定し「女性の活躍推進」を盛り込み、女性の活躍を国の成長戦略の柱の一つに位置づけました。

平成27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立、女性活躍推進のための事業主行動計画の策定などを盛り込むなど、職場、地域、家庭等あらゆる分野における施策の推進が図られています。

3 岡山県の取り組み

岡山県では、昭和54(1979)年に県下56の団体からなる「岡山婦人問題を考える会」が発足、その後、平成3(1991)年には「第4次岡山県総合福祉計画」の中に初めて「女性」の項目を設け、県政の重要施策として位置づけました。

平成9(1997)年には、知事を本部長とした「岡山県男女共同参画推進本部」を設置し施策の推進体制を整備、さらに、平成11(1999)年、男女共同参画社会づくりを推進していくための総合拠点施設として岡山県男女共同参画推進センター(愛称:ウイズセンター)を設置しています。

平成13(2001)年には男女共同参画社会の実現に向けた県の方針や具体的施策を示した「おかやまウイズプラン21」を策定し、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行。平成18(2006)年に「新おかやまウイズプラン」、平成23(2011)年に「第3次おかやまウイズプラン」、平成28(2016)年には「第4次おかやまウイズプラン」を策定し、県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、そして国・市町村とともに、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

4 津山市の取り組み

津山市では、昭和59(1984)年4月に「青少年婦人室」を設置し、昭和63(1988)年には、市の女性政策のあり方を協議する「津山市女性問題行政連絡会議」を発足。平成元(1989)年には、「津山市女性政策策定審議会」を設置し、女性政策の基本方針についての提言を受けました。

平成4(1992)年には「青少年婦人室」を「女性室」と「青少年育成センター」に分離。平成5(1993)年1月には、女性政策行動計画「つやま女性プラン」を策定しました。

平成9(1997)年、「人権啓発課」を新設。女性の人権を人権問題の一つと捉え、全庁的に人権意識の高揚を図るため、庁内組織として「人権啓発推進会議」を設置しました。平成10(1998)年2月には、「女性の権利は人権である」を基本理念に、「つやま女性プラン」の改定を行っています。

そして、平成11(1999)年4月、男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進と市民活動の支援のための総合拠点施設として、津山男女共同参画センター「さん・さん」を設置しました。

さらに平成14(2002)年10月には、7つの基本理念と市・市民・事業者の役割などを定めた「津

山市男女共同参画まちづくり条例」を施行するとともに、市の施策を総合的・計画的に推進するため、市長を本部長とする「津山市男女共同参画まちづくり推進本部」と、施策を調査審議する機関として「津山市男女共同参画まちづくり審議会」を設置しました。

平成15（2003）年3月には「つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成20（2008）年3月には「新つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成25（2013）年3月には「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」を策定し、プランの基本理念を「男女の人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識を解消し、自らの意志と価値観によってその個性と能力を十分発揮することができる、『男女がともにさんさんと輝けるまち つやま』の実現」とし、基本目標に沿ってさまざまな施策や事業に取り組んでいます。

5 津山市の現状

(1)第3次つやま男女共同参画さんさんプランにおける数値目標の達成状況

第3次つやま男女共同参画さんさんプランでは、取り組みの効果が検証できるよう、23の数値目標を設定していました。

平成28（2016）年度までの達成状況は次のとおりです。（★印は達成した項目）

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

重点目標	数値目標	計画策定時	現状値	目標値
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり	「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」人の割合（市民アンケート調査結果）	女性：69.1% 男性：67.7%	女性：83.9% ★ 男性：77.5%	男女とも 80.0%
	市民団体等と協働する男女共同参画市民企画講座の実施回数（平成25～29年度の累計）	—	10回 ★	10回
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	公民館等への男女共同参画をテーマに盛り込んだ出前講座の実施回数（平成25～29年度の累計）	—	10回 ★	10回
	学校の中では「男女平等になっている」と思う人の割合（市民アンケート調査結果）	44.8%	46.2%	55.0%
3 男女間のあらゆる暴力の根絶	身近なところ（職場・地域・学校）でセクシュアル・ハラスメント*を受けたことがある女性の割合（市民アンケート調査結果）	10.3%	9.8%	5.0%
	自分自身がDV*の被害を受けたことがある女性の割合（市民アンケート調査結果）	8.8%	9.8%	7.0%
	DVの被害を受けたことがある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合（市民アンケート調査結果）	24.2%	40.5%	15.0%

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

重点目標	数値目標	計画策定時	現状値	目標値
4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	市の審議会等の女性委員の割合	29.6% (平成 24.3.31)	27.0%	40.0%
	女性のいない審議会等の比率	12.1% (平成 24.3.31)	14.8%	0.0%
5 国際的な取り組みとの協調	日本語教室の参加者数(のべ人数)	1,024人	1,268人 ★	1,050人

基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択できる環境づくり

重点目標	数値目標	計画策定時	現状値	目標値
6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	一時預かり事業の実施	15箇所	15箇所	20箇所
	ファミリー・サポート・センターの会員数	971人	1,021人	1,070人
	事業所等を対象としたワーク・ライフ・バランスについての啓発講座の実施回数(平成 25～29年度の累計)	—	9回 ★	5回
	現在、仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると思っている人の割合(市民アンケート調査結果)	—	女性：39.7% ★ 男性：40.6% ★	男女とも 25.0%
7 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	認定農業者*の女性比率	5.2%	6.3% ★	5.5%
	つやま産業塾(経営能力開発講座)の女性受講者数(平成 25～29年度の累計)	—	11人	40人
	県と共催する女性の再就職支援に関する講座受講者数(平成 25～29年度の累計)	123人 (平成 20～23年)	53人	150人
8 生涯を通じた男女の健康支援	特定健診の受診率	21.2%	27.5%	60.0%
	乳がん検診の受診率	16.0%	16.1%	25.0%
	子宮がん検診の受診率	13.4% ●妊婦健診での受診者数を含まず	15.6%(12.6%) (妊婦健診での受診者数を含まない場合の受診率) ●妊婦健診での受診者数を含む	25.0%

基本目標Ⅳ 男女がともに支える活力ある地域づくり

重点目標	数値目標	計画策定時	現状値	目標値
9 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり	自主防災組織の組織率	44.1%	100% ★	100%
	自主防犯組織の組織率	50.0%	100% ★	100%
	社会参加に関心のない人の割合 (市民アンケート調査結果)	22.3%	19.5%	15.0%

※計画策定時の数値は、平成23（2011）年度実施の市民アンケート、また特に記載のないものは平成23（2011）年度末の数値。

※現状値の数値は、平成28（2016）年度実施の市民アンケート、また特に記載のないものは平成28（2016）年度末の数値。



(2)市民アンケート調査結果等

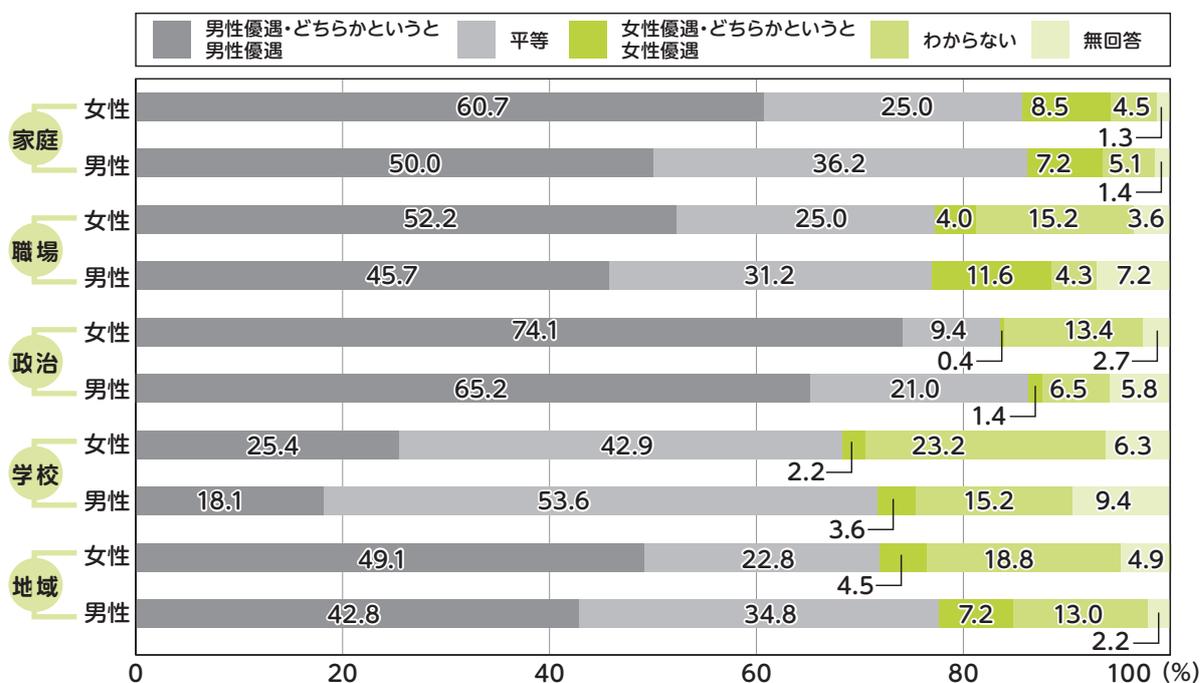
市民の男女共同参画に関する意識を把握し、本プラン策定及び今後の男女共同参画施策の基礎資料とするため、男女共同参画市民アンケートを実施しました。一部を掲載し、これらのアンケート調査結果や近年の社会情勢等から、本市の現状を明らかにします。

アンケート調査の概要

津山市内在住の18歳以上の男女各1,000人 計2,000人を対象に、平成28(2016)年8月に実施。有効回収数 591人(女性224人、男性138人、性別無回答229人) 回収率29.6%

1 男女平等意識について

「次の分野で男女平等になっていると思いますか?」



【グラフ1】 出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

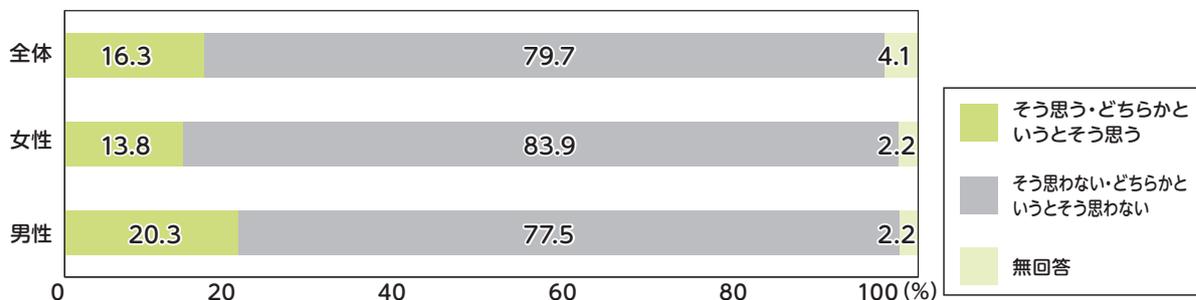
「学校」では「平等」が最も多く占めていますが、その他の分野では「男性優遇」と思っている人が男女ともに4割から7割を占めています。

女性は「男性優遇」と感じる割合が男性よりも多い反面、男性は各項目で「平等」と感じる割合が女性よりも多い状況です。男性は「平等」と感じていても、女性は「男性優遇」と感じているのが伺われます。

前回[平成23(2011)]年の調査結果と比べると、「政治」では「男性優遇」と思っている人は女性は71.3%から74.1%に、男性は58.4%から65.2%に増加している反面、「地域」では「男性優遇」と思っている人は女性は59.8%から49.1%に、男性は46.6%から42.8%と男女共に減少し、「平等」と思っている人は女性が18.4%から22.8%に、男性は33.2%から34.8%に増加しています。

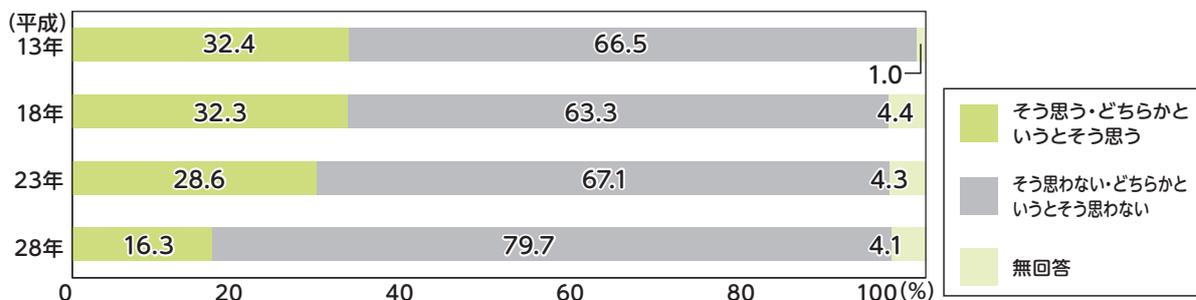
2 性別役割分担意識について

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」



【グラフ2】 出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

女性の83.9%、男性の77.5%の人が「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」と考えており、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担の考え方に反対しています。

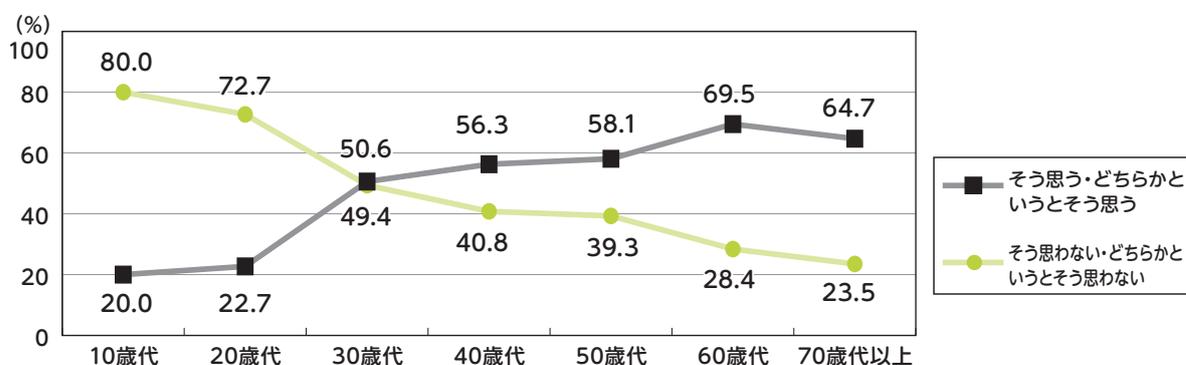


【グラフ3】 出典：津山市男女共同参画市民アンケート調査

過去の調査との比較では「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに同意する人は、平成13(2001)年調査時には32.4%でしたが、今回調査では16.3%に減っており、性別で役割を固定的にとらえる意識は、かなり解消されてきています。

3 ジェンダー*意識について

「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるべきだ」



【グラフ4】 出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

子どもの教育方針については、年齢が高いほどジェンダー意識にとらわれており、若い人ほどジェンダーにとらわれない考え方になっています。

4 セクシュアル・ハラスメント、DVについて

4-1 「過去5年以内にあなたの身近にセクハラがありますか？」



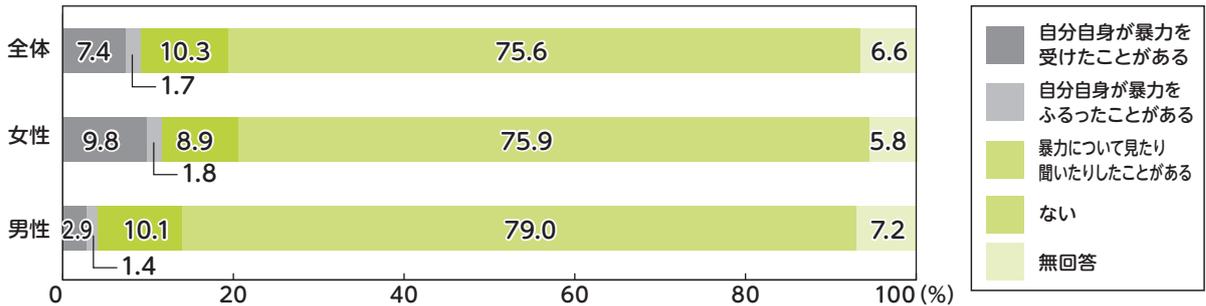
【グラフ5】 出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

「身近にセクハラはない」が突出しています。

「自分自身がセクハラを受けたことがある」女性の割合は、男性の7倍です。

「自分自身がセクハラを受けたことがある」の割合は、平成23（2011）年9.2%、平成28年6.4%となっており、ほぼ横ばいです。

4-2 「過去5年以内にあなたの身近にDVがありますか？」



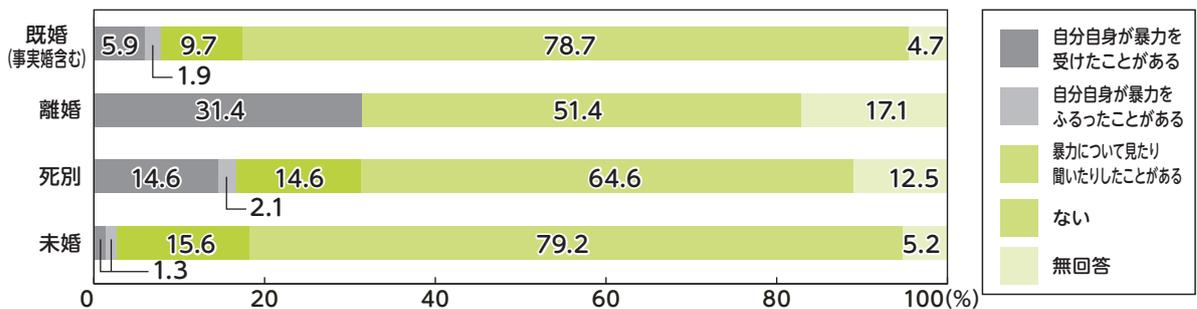
【グラフ6】 出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

「身近にDVはない」が突出しています。

「自分自身が暴力を受けたことがある」女性の割合は、男性の3倍以上です。

過去の調査との比較では「自分自身が暴力を受けたことがある」の割合は、平成23（2011）年5.3%、平成28（2016）年7.4%、「自分自身が暴力をふるったことがある」の割合は、平成23（2011）年1.6%、平成28（2016）年1.7%でほぼ横ばいです。

4-3 「既婚」「離婚」「死別」「未婚」とDVとの関連



【グラフ7】 出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

離婚した人の「自分自身が暴力を受けたことがある」の割合は他の結婚状況と比べて高い状況です。

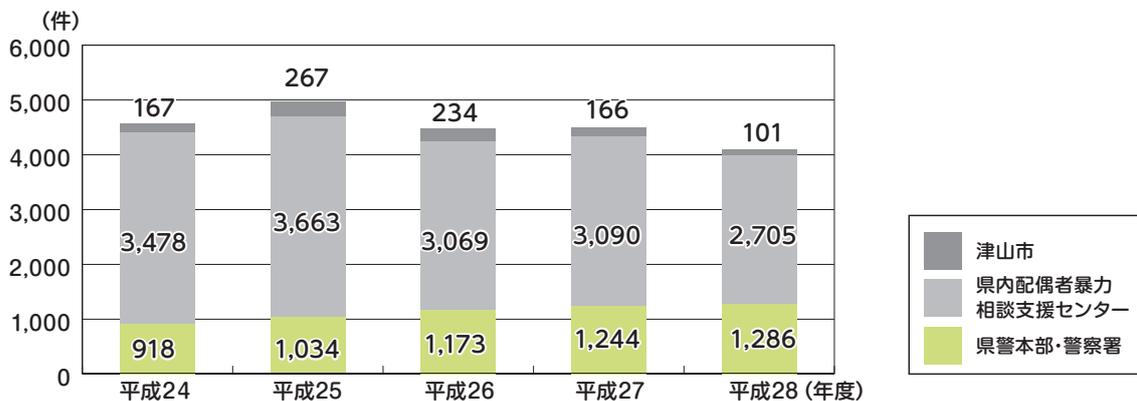
4-4 DV被害を受けたことについての相談先



【グラフ8】 出典:平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

「家族や友人に相談した」と「どこ(だれ)にも相談しなかった」の割合が突出しています。

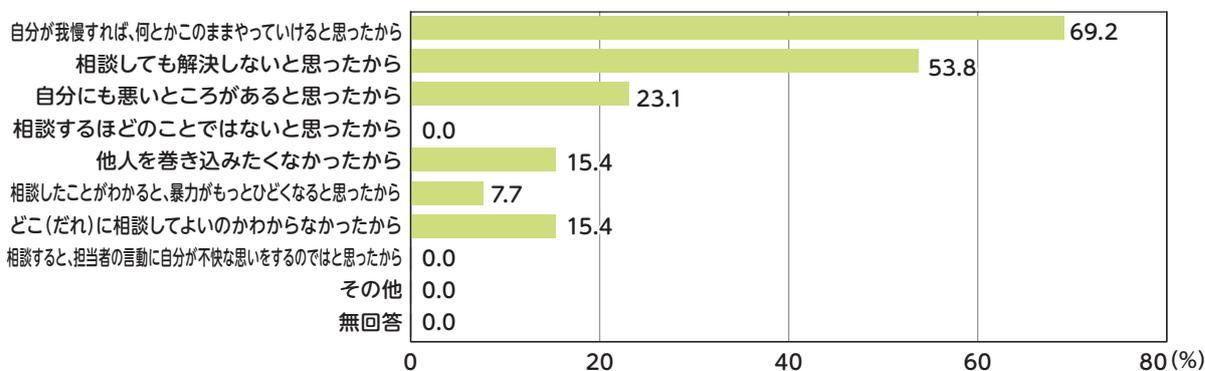
4-5 DV相談件数の推移



【グラフ9】 出典:岡山県警県民応接課、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市資料

「県警本部・警察署」へのDV相談件数が増加しています。
 県内の配偶者暴力相談支援センターや津山市への相談は、近年は減少傾向です。

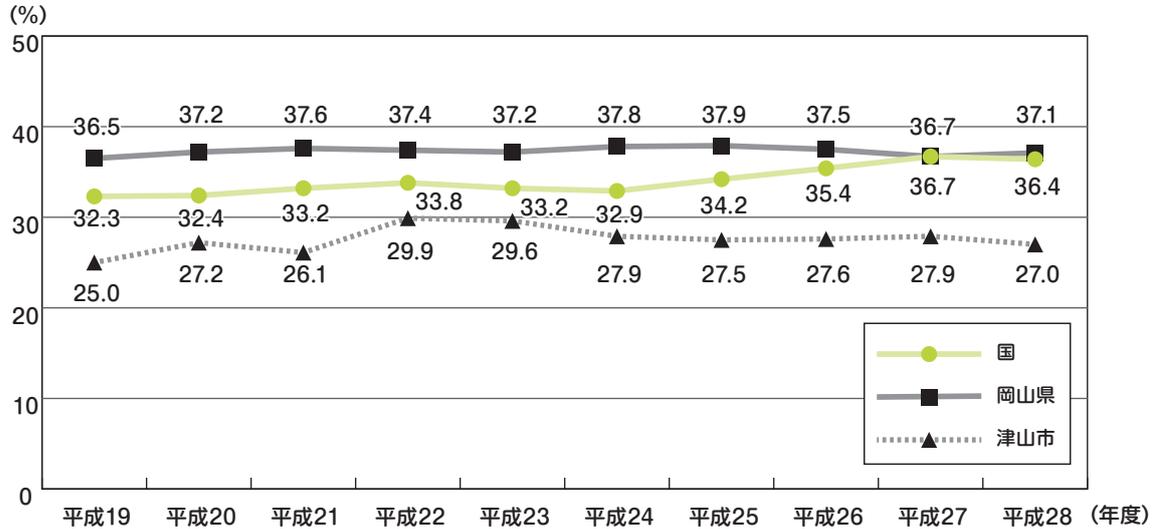
4-6 DV被害を相談しなかった理由



【グラフ10】 出典:平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

「自分が我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」が69.2%で最も多く、次いで「相談しても解決しないと思ったから」が53.8%、「自分にも悪いところがあると思ったから」が23.1%で続いています。

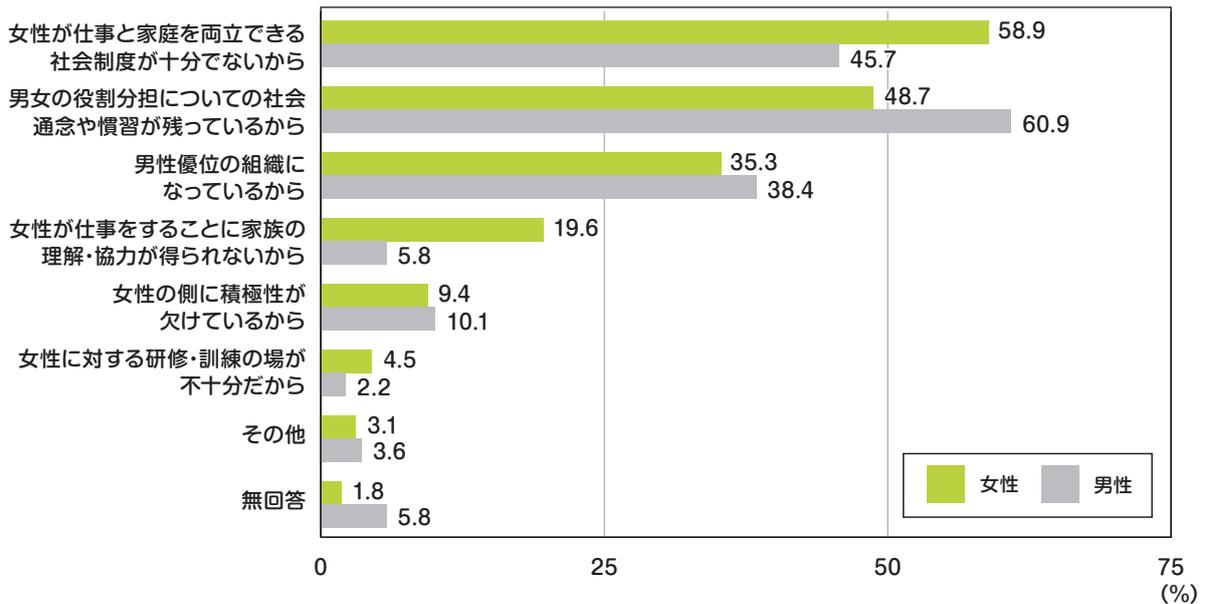
5 審議会等への女性委員の登用状況



【グラフ11】 出典：内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
岡山県男女共同参画青少年課調べ
津山市行財政改革推進室調べ

国では女性登用率が上昇していますが、岡山県は横ばいです。本市では女性登用率が30%を超えたことはありません。

6 企画・方針決定の場に女性が少ない理由

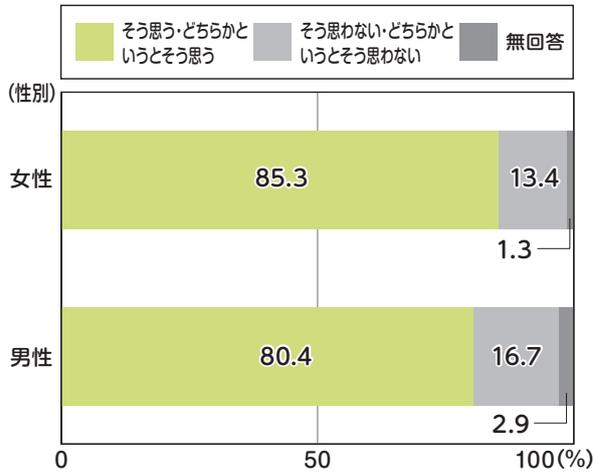


【グラフ12】 出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

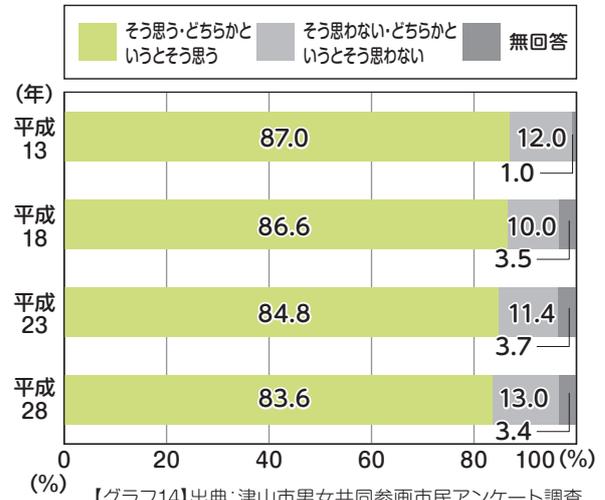
女性では「女性が仕事と家庭を両立できる社会制度が十分でないから」の回答が多く、男性では「男女の役割分担についての社会通念や慣習が残っているから」の回答が多くあります。

7 家庭における役割の現状

7-1 「男性も家事や子育てなどの家庭の責任を分担するべきだ」



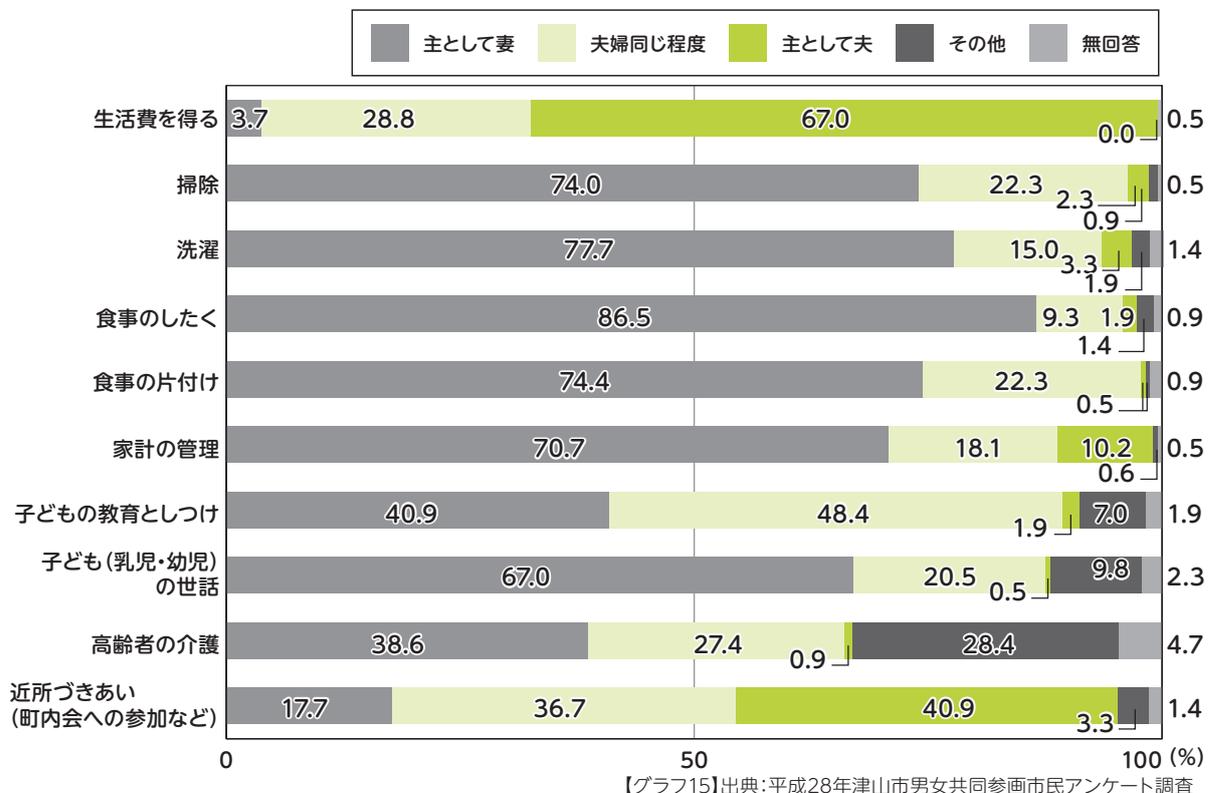
【グラフ13】出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査



【グラフ14】出典：津山市男女共同参画市民アンケート調査

「男性も家庭の責任を分担するべきだ」と思う人は、男女ともに8割を超えており、過去のアンケート調査結果を見ると、15年前からすでに8割を超えています。

7-2 「共働きの夫婦でも実際に担当しているのは？」



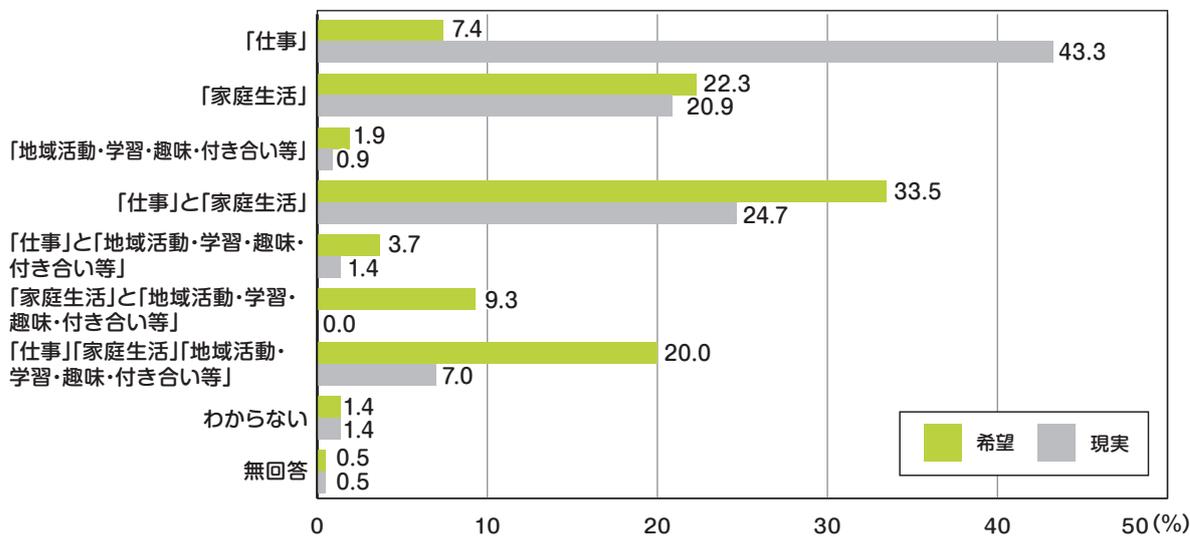
【グラフ15】出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

共働き世帯であっても、「掃除」「洗濯」「食事のしたく」「食事の片付け」「家計の管理」「子どもの世話」といった家事や育児は「主として妻」が担っている現状が見られます。

家庭における性別役割分担意識は薄れてきているものの、現実には家庭のことは女性が担うといった従来からの性別役割分業は変わっていない実態が伺えます。

8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域活動・学習・趣味・付き合い等」の優先度の「希望」と「現実」（共働き世帯）

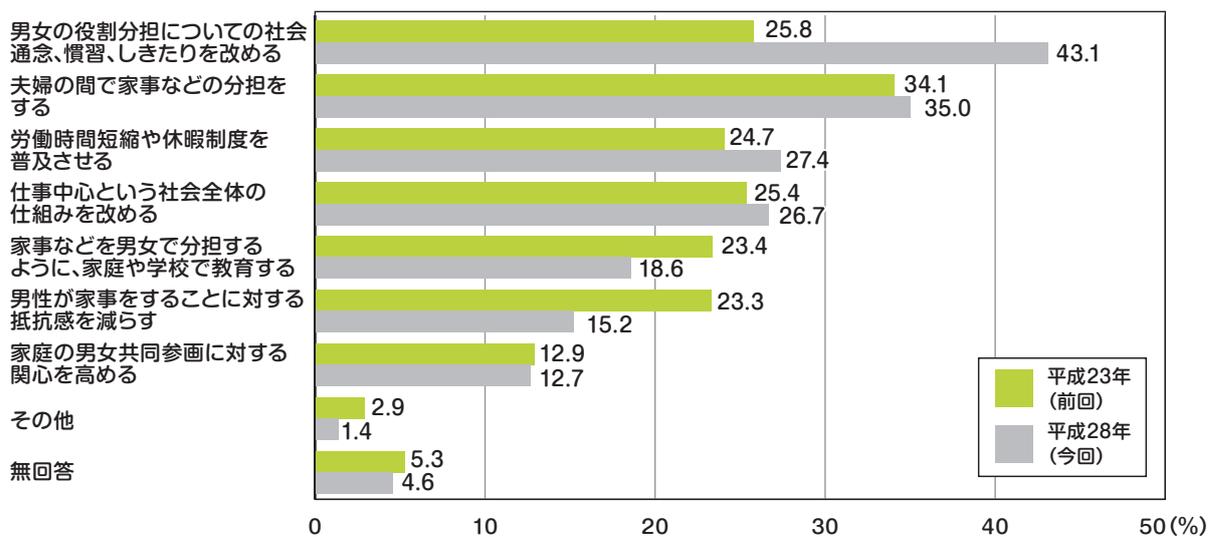


【グラフ16】出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

共働きの人は、希望では「仕事と家庭生活をともに優先したい」の割合が高く、「仕事を優先したい」の割合は低いですが、現実では「仕事を優先している」状況が伺えます。

9 男性の家事・育児への参加について

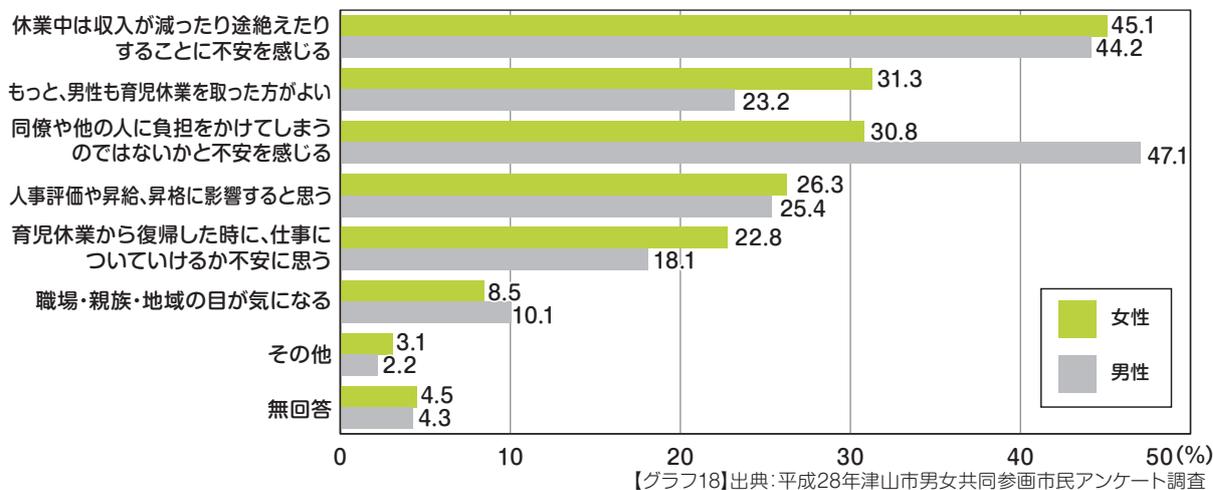
9-1 男性が家事・育児などに参加するために必要なこと



【グラフ17】出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

前回[平成23(2011)年]と比べると、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」の割合が高くなり、「家事などを男女で分担するように、家庭や学校で教育する」、「男性が家事をすることに対する抵抗感を減らす」の割合が低くなっています。

9-2 男性が育児休業を取ることにについて

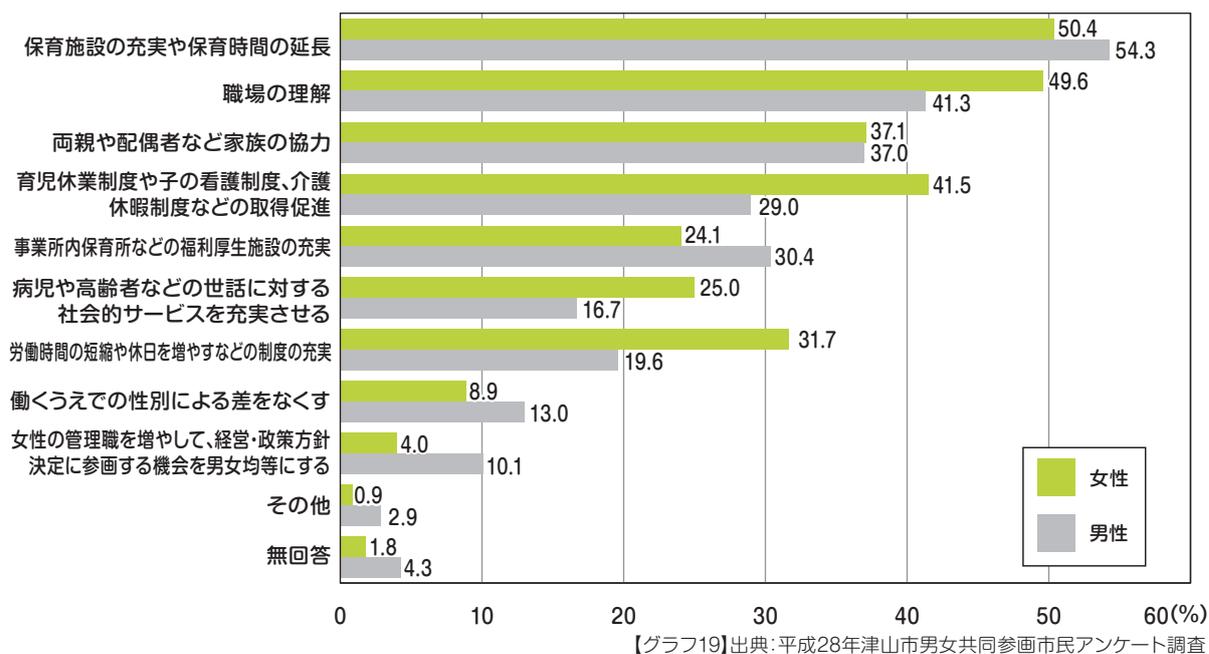


男女ともに「休業中は収入が減ったり途絶えたりすることに不安を感じる」が4割を超えています。「もっと、男性も育児休業を取った方がよい」という考えは、女性では2番目に多い一方、男性では4番目です。男性で1番多いのは、「同僚や他の人に負担をかけてしまうのではないかと不安を感じる」です。

女性が「もっと男性も育児休業を取った方がよい」と考えていても、現状では、男性の育児休業取得のための環境が整っていないようです。

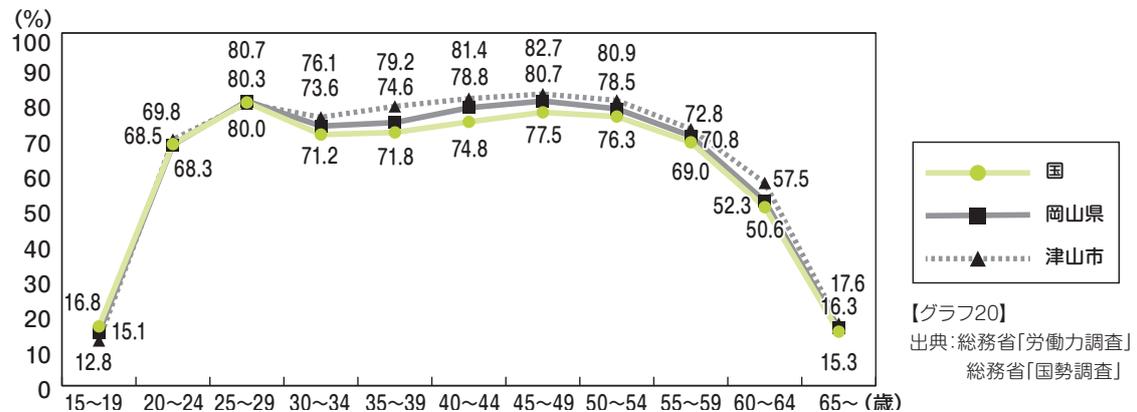
10 女性の労働について

10-1 女性が働き続けるために必要なこと



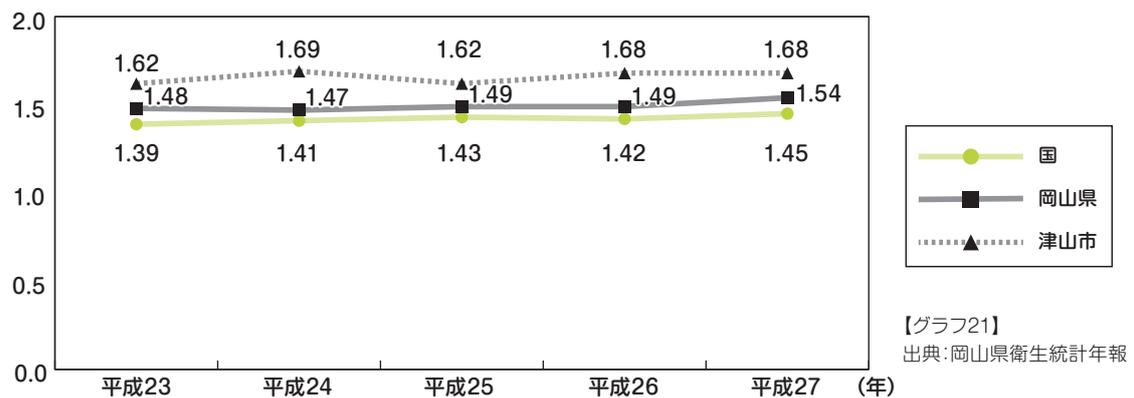
女性の回答を見ると「職場の理解」、「育児休業制度や子の看護制度、介護休暇制度などの取得促進」、「病児や高齢者などの世話に対する社会的サービスを充実させる」、「労働時間の短縮や休日を増やすなどの制度の充実」の割合が、男性と比べて高い状況です。

10-2 女性の労働力率* (平成27 [2015] 年)



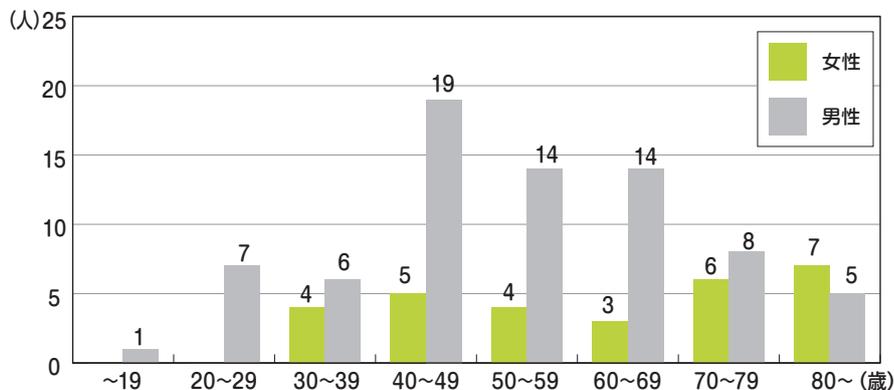
津山市の女性の労働力率は、国、県より高い傾向が見られます。

11 合計特殊出生率*の年次推移



国、岡山県、津山市ともに、合計特殊出生率は横ばい状態ですが、津山市は、国や県より高くなっています。

12 津山市の年代別自殺死亡者数 [平成23(2011)~27(2015)年合計]

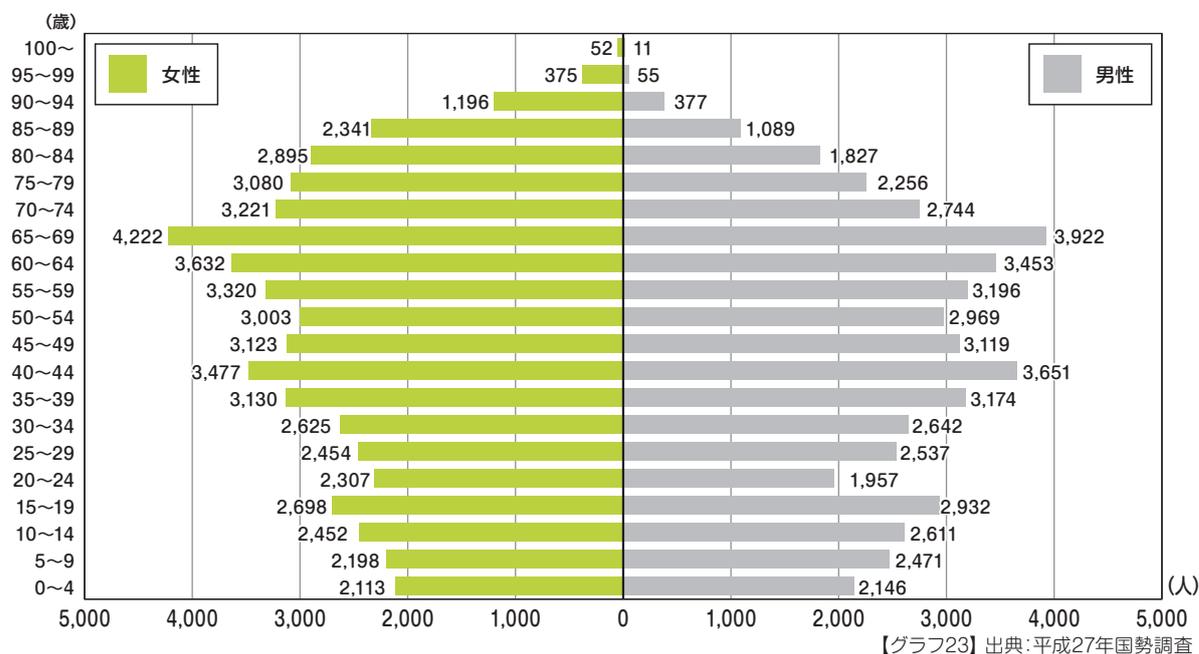


津山市	平成23~平成27年		
区分 (歳)	女	男	計
~19	0	1	1
20~29	0	7	7
30~39	4	6	10
40~49	5	19	24
50~59	4	14	18
60~69	3	14	17
70~79	6	8	14
80~	7	5	12
合計	29	74	103

【グラフ22】、【表1】
出典：美作保健所資料

平成23 (2011) ~27 (2015) 年の5年間の合計では男性の方が女性の約2.5倍多く、各年代で男性の自殺者は女性よりも多い傾向があります。男性は40~60代の自殺者が多く、女性は80歳以上の高齢の自殺者が多い状況です。

13 津山市年齢階級別人口分布

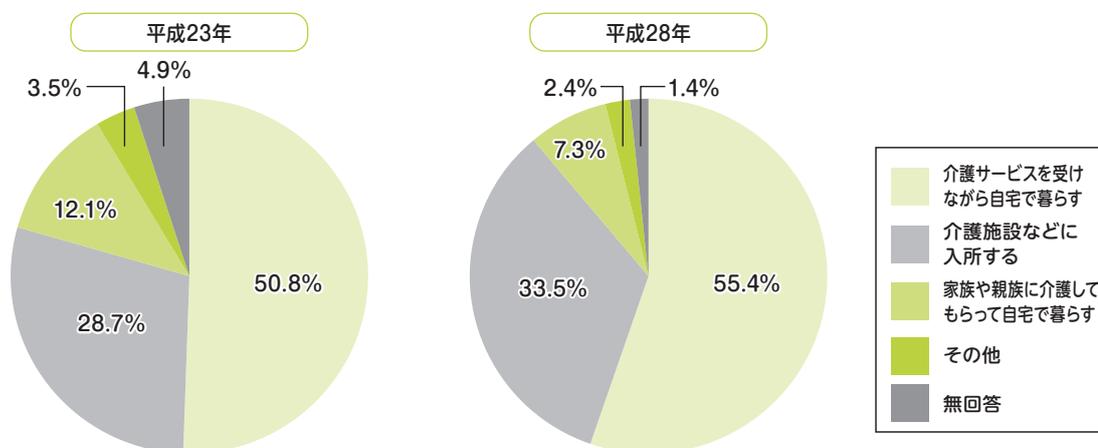


平成27(2015)年の津山市の人口は103,746人で、15歳未満の年少人口は13,991人(13.5%)、15~64歳までの生産年齢人口は59,399人(57.2%)、65歳以上の高齢者は29,663人(28.6%)です(年齢不詳は693人)。

人口を男女別・年齢別に分けてグラフに表すと、以前はピラミッドに似た形をしていましたが、年少人口の減少により、現在は紡錘型のグラフになっています。

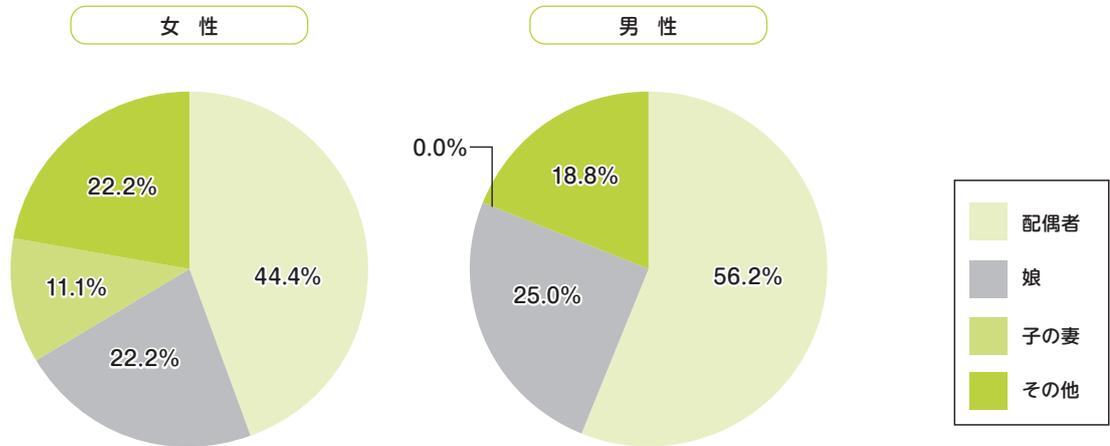
14 超高齢社会の介護

14-1 援助や介護が必要になったらどうしたいか



前回[平成23(2011)年]調査時よりも「介護サービスを受けながら自宅で暮らす」や「介護施設などに入所する」を希望する人の割合が高くなり、「家族や親族に介護してもらって自宅で暮らす」を希望する人の割合は低くなっています。

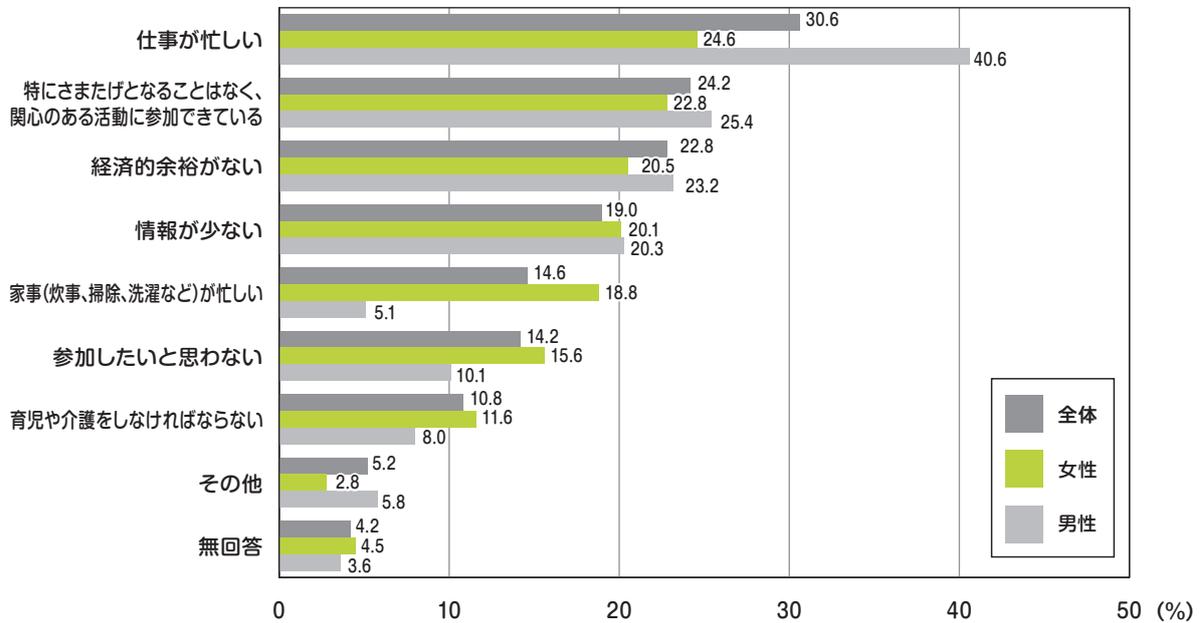
14-2 誰に介護してもらいたいか (家族介護希望者)



【グラフ25】出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

「配偶者に介護してもらいたい」と回答した人の割合は、女性より男性の方が11.8ポイント高く、「子の妻に介護してもらいたい」と回答した割合は、女性で11.1%、男性では0%と男女で回答に差があります。

15 社会参加へのさまたげとなること



【グラフ26】出典：平成28年津山市男女共同参画市民アンケート調査

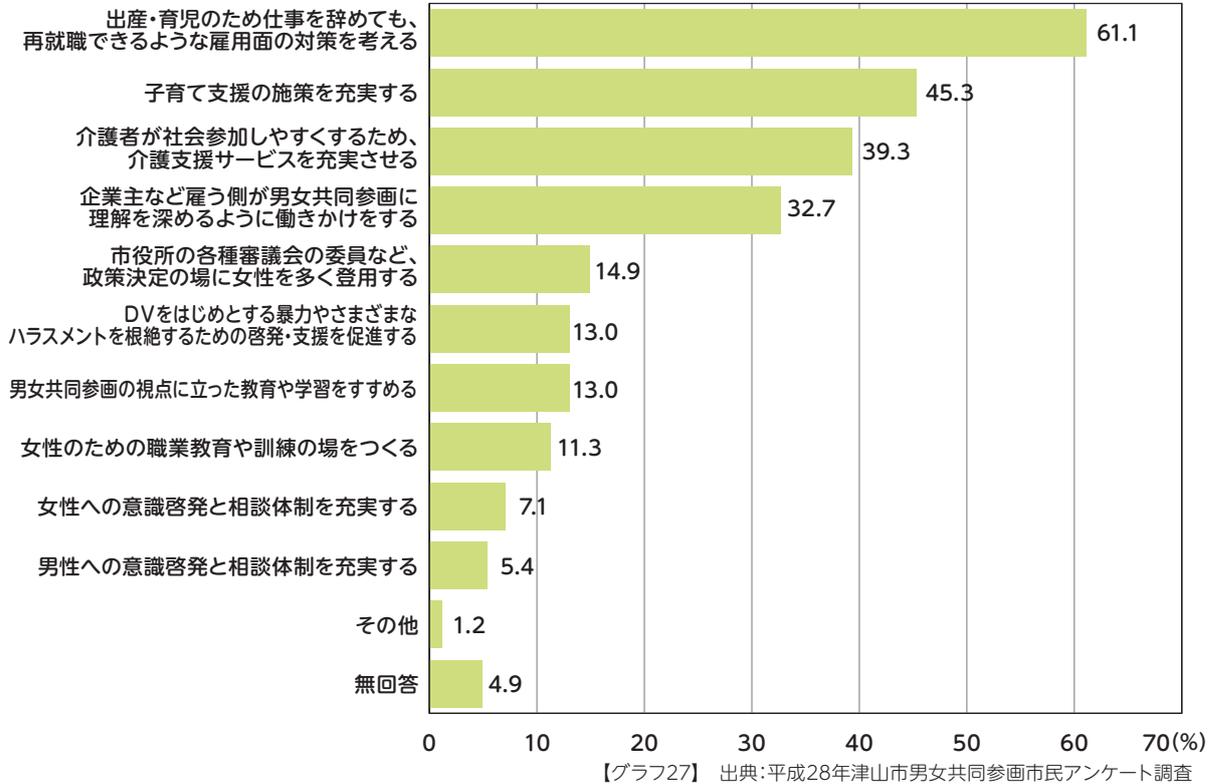
「関心のある活動に参加しようとするとき、さまたげとなること」は、全体では「仕事が忙しい」が30.6%、「特にさまたげとなることはなく、関心のある活動に参加できている」が24.2%、「経済的余裕がない」が22.8%となっています。

男女を比較すると、男性では「仕事が忙しい」の割合が女性より高く、女性では「家事（炊事、掃除、洗濯など）が忙しい」の割合が男性より高い傾向が見られました。

「男性中心の労働慣行」や「女性への家事負担の偏り」が伺われます。

16 行政の役割

男女共同参画社会の実現に向けて行政に望むこと



行政への要望としては「出産・育児のため仕事を辞めても、再就職できるような雇用面の対策を考える」の割合が最も高く、続いて「子育て支援の施策を充実する」、「介護者が社会参加しやすくするため、介護支援サービスを充実させる」、「企業主など雇う側が男女共同参画に理解を深めるように働きかけをする」の順になっています。

これらは、前々回[平成18(2006)年]・前回[平成23(2011)年]調査においても要望が高かった項目であり、今後も引き続き男女共同参画の実現に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

● 要望が高かった上位4項目

項目	調査年	平成18年	平成23年	平成28年
1 出産・育児のため仕事を辞めても、再就職できるような雇用面の対策を考える		59.1	55.3	61.1
2 子育て支援の施策を充実する		50.7	42.4	45.3
3 介護者が社会参加をしやすくするため、介護支援サービスを充実させる		31.9	38.9	39.3
4 企業主など雇う側が男女参画に理解を深めるように働きかけをする		24.4	29.5	32.7

※数字は% 【表2】 出典：平成18年・23年・28年 津山市男女共同参画市民アンケート調査

6 津山市の課題

第3次つやま男女共同参画さんさんプランに基づく各事業の実施状況や、数値目標の達成状況〔平成28(2016)年度末時点〕、平成28(2016)年に実施した「津山市男女共同参画市民アンケート調査結果」などから明らかになった、様々な課題の中で、特に重要な課題は下記の項目です。

(1)男女共同参画についての意識づくり

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに同意する人は、平成13(2001)年調査時には32.4%でしたが今回調査では16.3%に減っており、性別で役割を固定的にとらえる意識は、かなり解消されてきています。また、「男性も家事や子育てなどの家庭の責任を分担するべきだ」と思う人も15年前からすでに男女ともに8割を超えています。

しかし実情を見ると、たとえ共働き世帯であっても家事や育児については「主として妻が担っている」と約7割以上の方が回答しています。家庭における性別役割分担意識が薄れてきているものの、現実には家庭のことは女性が担うといった従来からの性別役割分業は変わっていない実態が伺えます。

仕事でも家庭でも性別で役割を固定せずに、男女が社会の対等なパートナーとして個人の能力を十分に発揮できるように、意識改革の推進や男女共同参画の基盤づくりを進めることが重要です。

(2)男女間のあらゆる暴力の根絶

DVの経験については、過去5年以内に暴力を受けたことがある人が全体で7.4%、女性では9.8%を占めており、離婚した人の3割強が暴力を受けた経験があると回答しています。また、DV被害者でどこにも相談しなかった人の割合が40.5%にもなっています。

その理由として「我慢した」という回答が最も多かった一方、「どこに相談してよいのかわからなかった」という回答は5年前よりも22.1ポイント減少しており、以前よりも相談先は認知されました。

今後もDV防止の取り組みや、相談先や相談方法の周知を強化し、必要とする人に適切な支援が行えるよう、体制の充実、関係機関との連携を強化することが必要です。

(3)政策・方針決定過程への女性の参画拡大

本市の審議会等の女性委員の割合は、数値目標40.0%に対し実績値27.0%となり、第3次プラン策定時の29.6%よりもわずかに割合が減少、女性のいない審議会等の比率も増加しています。

アンケート結果によると、職場における企画や方針決定の場に女性が少ない理由は社会通念や慣習、女性が仕事と家庭を両立できる十分な社会制度が整っていないことを挙げる回答が5割強と、前回調査〔平成23(2011)年〕と比較して割合が高くなっており、経営者への男女共同参画意識の啓発や、男女ともに働きやすい環境整備が進んでいないことがわかりました。

行政をはじめ、各企業等における政策・方針決定過程において多くの女性が参画できるよう、各種団体、地域、事業所など、あらゆる場面で女性の参画を働きかけていく必要があります。

(4)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

仕事と生活の調和がとれた暮らしについて、「できている」と回答したのは約4割ですが、ワーク・ライフ・バランスを「内容まで知っている人」で「できている」と回答した割合は6割弱で、認知が実践へとつながっていることが推測されます。

生活の中での仕事、家庭生活、地域活動などについて、何を優先するかを比較したところ、共働きの人では、「仕事と家庭生活をともに優先したい」という希望が多い一方、現実では「仕事を優先している」の割合が高くなっており、やむを得ず仕事中心の生活になっていることが伺えます。

市に対しては、雇用面の対策、子育て支援施策・介護支援サービスの充実についての希望が多く、これは前回調査[平成23(2011)年]でも要望が高かった項目です。これらの施策に、引き続き力を入れていく必要があります。

(5)働く場における女性の活躍促進

職場での女性の地位向上として「男女ともに育児休暇や介護休暇がとりやすいよう制度の整備・充実を行うこと」を求める割合が全体の約4割を占めていました。また、女性が働き続けるために必要なこととしては、「保育施設の充実や保育時間の延長」、「職場の理解」、「両親や配偶者など家族の協力」、「育児休業制度や子の看護制度、介護休暇制度などの取得促進」の順に高くなっています。保育の充実や職場・家庭の理解、育児休業等の制度の普及啓発など、総合的な取り組みが求められます。

一方、「つやま産業塾(経営能力開発講座)の女性受講者数」、「県と共催する女性の再就職支援に関する講座受講者数」の実績については目標を大きく下回っていました。

これは、第3次計画策定時の平成25(2013)年3月末には岡山県の有効求人倍率*は1.13でしたが、平成29(2017)年3月末では1.71に上昇しており、就職しやすい状態であることが要因のひとつとして考えられます。

今後は、再就職を目的とする講座だけではなく、すでに働いている人のスキルアップを目指す講座なども検討する必要があります。

(6)困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり

「誰もが安心して暮らせる環境づくり」という点では、高齢者・障害者だけではなく生活困窮者や、まだあまり理解が進んでいない性的少数者*など生活の困難を抱える人々も安心して暮らせる環境づくりを考える必要があります。

近年では、隠れた貧困として相対的貧困*が議論されることが増えてきました。このように、新たに浮かび上がる課題にも対応しつつ、様々な生活困難を抱える人々への支援のため、各種機関等が連携して施策を推進する必要があります。

第 3 章



プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

このプランのめざす津山市の姿は、男女が社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野で、それぞれの個性と能力を存分に発揮し、ともに利益も責任も分かち合うことのできる社会です。

男女の人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識や社会慣行を解消し、自らの意思と価値観によってその個性と能力を十分に発揮することができる「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」の実現をめざして

このプランの基本理念は、津山市男女共同参画まちづくり条例第3条の規定により、次に掲げる7つとします。

- (1)男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な扱いや暴力を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- (2)性別による役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることをしないよう配慮されること。
- (3)男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4)家族を構成する男女が、相互の理解と協力の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができること。
- (5)男女が、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に健康であって、相互の理解と協力の下に、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されること。
- (6)男女が、自らの意思によって対等な立場で社会活動に参画することによって、豊かで活力あふれる地域社会を創造すること。
- (7)男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

2 プランの基本目標

このプランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、以下の3つを基本目標に掲げ、各分野にわたる施策を計画的に推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、以前に比べて男女共同参画の意識も浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。男女の地位についても、不平等と感じる人は依然として多く、また、男性よりも女性の方が不平等感を持っています。

家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面で、一人ひとりが個性と能力を十分発揮し、自らの意思により対等な立場で社会参画できるよう、性別による固定的役割分担意識を是正し、社会的性別（ジェンダー）の視点から、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのある社会制度や慣行を見直していき、あわせて意識改革のための啓発を行います。

男女共同参画の意識が市民一人ひとりに浸透するよう、家庭や地域、学校等での教育・学習の充実に努めます。

次世代を担う子どもに対しても、健やかに個性と能力を発揮し成長できるように、子どものころから男女共同参画社会への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。

基本目標Ⅱ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス* (DV)、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為*など性別に基づいて起こるさまざまな形態の暴力が、深刻な社会問題となっています。近年では、特に若年層を中心に、その状況も多様化、複雑化しています。また、男女間での暴力は、犯罪ともなる行為を含む重大な基本的人権の侵害であると同時に、男女共同参画社会実現の大きな障壁であり、社会全体で克服すべき課題として、これら暴力の根絶に向けた取り組みを進めます。

男女共同参画社会の形成には、男女が互いの身体的性差や特徴を十分に理解し合い、互いに尊重しつつ生涯にわたる心身の健康を保持・増進していくことが前提となります。ライフステージに応じて、生涯を通じた男女の健康の保持・増進の取り組みや、健康を脅かす問題についての啓発に努めます。

近年、重要性が高まっている防災や防犯、観光や環境面にも配慮した都市づくりなどの分野においても男女共同参画の視点を取り入れることが求められています。また、生活困窮者、高齢者、障害者、性的少数者など様々な困難を抱える人たちが、性別にかかわらず、それぞれの意欲と能力を発揮し社会参加できるよう、支援します。

国際化・情報化の進展が急速な今日においては、他国の男女共同参画について理解を深め、国際的な取り組みとの協調を図りながら、ともに生きていく多文化共生社会を目指した環境づくりを行います。

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会の対等な構成員として、市における政策や、地域・職場などにおける方針の立案及び決定の場へ参画していくことが重要です。女性の社会進出は以前よりも進んでいますが、政策・方針決定の場への女性の参画はいまだに十分とは言えない状況です。女性の参画を促進するとともに、女性のエンパワーメントのための研修や学習の機会を提供します。

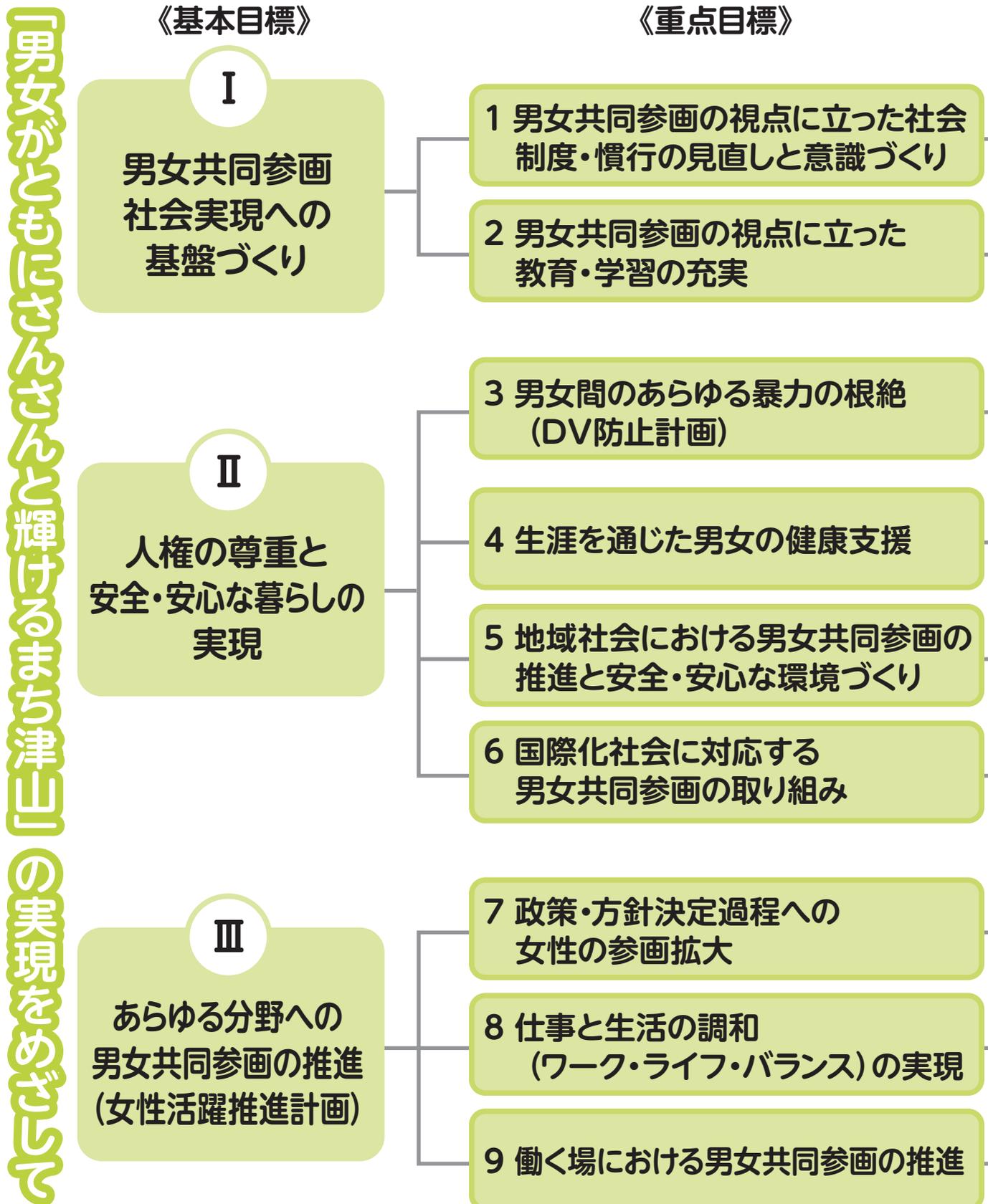
誰もがいきいきと暮らせる活力ある社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様化を認め合い、職場・家庭・地域においてバランスのとれた生活ができるように環境を整えることが必要です。特に、子育てや、家族の介護をしながらでも誰もが仕事を続けていくために、仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくりを行います。

加えて、仕事と家庭生活の両立を支援するために多様な子育て、介護支援サービスの充実を図り、男女がともに安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。

少子・高齢化の進展、労働力人口の減少、家族の多様化などの社会情勢の変化に伴い、地域社会は様変わりしています。雇用の分野で、男女が均等な機会と待遇の確保を推進するとともに意欲と能力のある女性が、自らの能力を高め、活躍の場を広げることができるよう、起業やキャリアアップ、再チャレンジなどを支援します。

また、関係機関、関係団体、企業、市民団体、地縁団体などさまざまな立場の方と協力して女性の活躍推進に取り組み、あらゆる分野への男女共同参画の促進を目指します。

3 プランの体系図



《主要施策》

- (1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発
- (2) 男女共同参画に関する調査・研究

- (3) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進
- (4) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

- (5) DV発生の防止及び抑制に向けた取り組み
- (6) 被害者等救済体制の充実
- (7) 被害者の自立を支援する環境整備
- (8) 関係機関との連携強化と民間団体との協働

- (9) 健康の保持・増進支援
- (10) 性と生殖に関する健康の重要性と母子保護に関する正しい知識の普及

- (11) 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯体制の確立
- (12) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり
- (13) 都市づくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進

- (14) 国際的な取り組みへの理解と市内在住外国人に対する支援の充実

- (15) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (16) 事業者・市民団体等への女性の参画の促進

- (17) 家庭や地域における男女共同参画の促進
- (18) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実
- (19) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり

- (20) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり
- (21) 女性のチャレンジ支援



第4次津山男女共同参画
さんさんプラン

第4章



プランの内容

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり

男女共同参画社会の形成は、性別を問わず、あらゆる人にとって生きやすい社会につながっていきます。「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの未だ根強く残っていることから、社会制度や慣行をジェンダーに敏感な視点で見直し、さまざまな機会を捉え、男女共同参画についての意識改革を促進します。

また、男女が個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、さまざまな活動に参画できるようにするためには、男女を取り巻く環境について市民一人ひとりの理解が重要であることから、さまざまな場における啓発活動を推進します。

主要施策(1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発

No.	施策	概要	担当課
1	各種講座やイベントの開催	男女共同参画の理解と意識改革を図るため、男女が参加しやすい講座やイベント等を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・さん・さん祭りの開催 ・男女共同参画週間パネル展の開催 ・男女共同参画講座等の開催 ・社会制度や慣行を見直す学習機会の提供 ・男性の家事・育児・介護等に対する意識改革や能力向上のための講座開催 ・働き方改善の取組支援 ・津山広域事務組合との共催による講演会の開催 ・関係資料の特別展示の開催 	人権啓発課 仕事・移住支援室 生涯学習課 図書館
2	広報紙・情報誌による広報・啓発活動の充実	男女共同参画を促進するための様々な媒体を通じて効果的な広報・啓発活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・「広報津山」、市ホームページ、SNS*等を活用した広報・啓発 ・男女共同参画だより「えすぽあ」での広報・啓発 ・FMラジオ等、その他メディア媒体の活用 	秘書広報室 人権啓発課
3	市民団体等の育成	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループ等の育成や、団体間のネットワーク形成の支援を行うとともに、人材育成のための講座を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種女性団体やつやまNPO支援センターにおける市民活動団体の支援・育成 ・男女共同参画市民企画講座の実施 ・人材育成講座 	人権啓発課 協働推進室 生涯学習課
4	市民団体等との協働による啓発事業の推進	市民団体等と協働し、市民ニーズに即した分かりやすい視点から意識改革を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・さん・さん祭りを市民団体と協働で開催 ・男女共同参画市民企画講座の実施(再掲) 	人権啓発課
5	市民のメディア・リテラシー*向上への取り組み	固定的な性別役割分担意識を助長する表現や、性の商品化*につながる表現、男女間の暴力を無批判に取り扱う表現など、携帯電話やインターネットなどの情報通信を含めたメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力(メディア・リテラシー)の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシーに関する講座・講演会の開催や資料展示など学習機会や情報の提供 ・児童・生徒へのメディア・リテラシーの指導や保護者への啓発 	秘書広報室 人権啓発課 生涯学習課 学校教育課
6	市役所における制度・慣行の見直しと職員意識改革の促進	市の施策が男女に中立に働くよう、職員の意識改革を促進するとともに、市の条例・規則等が固定的な性別役割分担意識に基づくことのないよう、常に確認し、必要に応じて改善を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った政策・例規等のチェック ・市の制度や慣行の見直し ・職員の意識改革の促進 ・職員研修の実施 	総務調整室 行政改革推進室 人事課 人権啓発課 関係各課
7	行政刊行物等における男女共同参画の視点の推進	性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、市役所における刊行物の見直しを行い、必要に応じ改善を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画行政刊行物ガイドライン」の周知 ・広報担当職員研修の実施 	秘書広報室 人権啓発課

主要施策(2) 男女共同参画に関する調査・研究

No.	施策	概要	担当課
1	調査・研究の推進	市の施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、市民意識・実態調査を実施します。 ・講座等の事業実施の際のアンケートによる意識・ニーズ調査	人権啓発課
2	情報の収集・提供	男女共同参画に関する先進事例、統計等の情報を収集し、提供します。 ・男女共同参画情報コーナーの整備と資料の貸出し	人権啓発課

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

一人ひとりの意識や価値観は、生まれたときから、家庭や地域をはじめ、幼児期、学齢期をつうじて大人になるまで、さまざまな場面で周囲の環境に影響を受けながら形成されていきます。

そのため、子どもの頃から、男女がともに一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しながら、個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育、学校教育を推進します。

また、家庭や地域においても、固定した役割分担意識や慣習の見直しを進めながら、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子どもへの接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促していく必要があります。

主要施策(3) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

No.	施策	概要	担当課
1	男女共同参画の視点に立った教育の充実	子どもの発達段階に応じて、人権を尊重した教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ、性教育等について指導の充実を図ります。進路指導においては性別にかかわらず、生徒の個性と能力に合った進路が選択できるような適切な進路指導を実施します。 ・人権教育の実施 ・家庭生活や性教育等の指導の充実 ・適切な進路指導の実施	学校教育課 子ども課
2	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	学校・園行事やPTA活動において、男女が共同で参画できる体制を整備します。また、諸帳簿等についても男女共同参画の視点に立った条件整備を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った学校・園行事等の実施 ・PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課 生涯学習課 子ども課
3	教育関係者等の研修の充実	保育・教育関係者等(学童保育支援員を含む)を対象とし、男女共同参画の視点に立った研修の充実を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った研修の実施	人権啓発課 子ども課 学校教育課
4	高等学校、高専、大学等における教育の実施	高等学校や高等専門学校、大学等における男女共同参画の視点に立った教育を働きかけます。 ・啓発資料の配布、教材の貸出し ・出前講座の実施 ・若者を対象にした講座の実施	人権啓発課 図書館

主要施策(4) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

No.	施策	概要	担当課
1	社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	地域における男女共同参画に関する学習機会の充実のため、社会教育関係者に対する啓発を推進します。 ・公民館長や公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員への研修 ・各種研修機会の活用 ・出前講座の周知	人権啓発課 生涯学習課
2	地域における学習機会の提供	地域における男女共同参画に関する学習機会の充実のため、地域団体や公民館等における学習機会の提供を図ります。 ・男女共同参画に関する出前講座（生涯学習リクエスト大学）の実施 ・男女共同参画のテーマを盛り込むことによる公民館講座・学級などの実施 ・地域における学習機会の提供 ・出前講座の周知（再掲）	人権啓発課 生涯学習課
3	男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす家庭教育の重要性について啓発を図り、家庭教育力の向上を目指します。 ・学校やPTA等が実施する家庭教育推進事業において、人権教育や男女共同参画の視点を取り入れた事業を展開	学校教育課 生涯学習課 人権啓発課 こども課

基本目標Ⅱ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV防止計画）

すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に性別に基づいて起こる暴力（ドメスティック・バイオレンス＜DV＞、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を阻む重大な要因となっています。

近年ではストーカー殺人、リベンジポルノ*、アダルトビデオへの出演強要、JKビジネス*などが新たな社会問題として次々にクローズアップされ、その都度これらへの対策がなされている状況にあります。

男女間のあらゆる暴力の根絶は、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。そのためには、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりとともに、被害者の相談・支援体制の充実が求められます。

主要施策(5) DV発生の防止及び抑制に向けた取り組み

No.	施策	概要	担当課
1	人権教育・啓発の推進	DV、デートDV*、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、性の商品化等の人権侵害、暴力を根絶するために、機会あるごとに、人権教育や意識啓発に努めます。 ・保育、教育の場や地域で行う学習の場での人権教育の推進 ・啓発事業の実施 ・パンフレット配布 ・若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進 ・有害図書および広告物等の社会環境の浄化	人権啓発課 こども課 学校教育課 生涯学習課 秘書広報室 図書館

2	DVに関する理解促進	<p>講座等でDVの実態等を周知し、「暴力は許されない」という市民意識の醸成を図り、DVの被害が潜在化・深刻化しないよう、被害を受けた場合あるいは身近に被害者がいた場合の対処方法などについて、市民の理解や認識の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修・講座等による普及啓発 ・加害者更生プログラム等についての県や関係機関との情報交換 	人権啓発課
---	------------	---	-------

主要施策(6) 被害者等救済体制の充実

No.	施策	概要	担当課
1	相談体制の充実	<p>更なる相談体制の充実を図り、DV被害者への支援を強化するとともに、二次的被害が生じないように適切に対応します。相談者自身の資質の向上を図るとともに、相談員の精神的な負担を軽減できるようメンタルヘルスケア*等についても留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等との連携 ・相談体制の充実と相談員の確保 ・庁内相談員連絡会議の実施 ・弁護士による無料法律相談事業の活用 ・相談員のメンタルヘルスケア体制の整備 ・相談員のスキルアップ ・「相談先一覧カード」を市内公共施設や医療機関、商業施設等へ設置 	人事課 人権啓発課 環境生活課 障害福祉課 高齢介護課 こども課 こども子育て相談室 健康増進課
2	発見・通報に関する体制整備	<p>DVの早期発見のため、医療機関、教育機関及び福祉関係窓口並びに民生委員・児童委員等との協力体制をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び高齢者、障害者虐待相談窓口等との協力体制づくり ・保育、教育機関、医療関係者等の理解の促進 ・民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ 	人権啓発課 生活福祉課 障害福祉課 高齢介護課 こども課 こども子育て相談室 健康増進課 学校教育課
3	迅速で安全な保護体制の充実	<p>DV被害者の一時保護が行われるまでの間、警察と連携を取りながら、安全な避難場所を確保し、充実した保護体制をとります。また、その後の被害者の自立に向けて、住宅の確保をはじめ生活基盤を整えるためのさまざまな支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の安全の確保と同行支援 ・広域連携の推進 ・相談支援マニュアルの改訂と徹底 	人権啓発課 こども課
4	同伴家族等への保護と援助	<p>DVを見せられたり親から直接暴力を受けている子どもや、両親の別居や離婚による環境の変化で心の傷を負った子どもが安心して生活できる環境を整え、心のケアに配慮します。また、DV被害者が介護などの必要な高齢者を同伴している場合には、その高齢者の身体等の状態に応じた適切な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの支援 ・同伴高齢者への適切な支援や権利擁護と虐待防止 ・保育・教育機関等への協力要請 	人権啓発課 こども課 こども子育て相談室
5	外国人・視聴覚障害のある人への配慮	<p>外国人DV被害者が支援情報を知ることができるよう多言語による相談体制の充実を図ります。また、視聴覚等に障害のある人にも、被害者が安心して相談でき、支援情報が入手できる環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語・点字・声の広報等による支援情報の提供 ・外国語・点字・手話等での相談対応 	秘書広報室 人権啓発課 障害福祉課 協働推進室

主要施策(7) 被害者の自立を支援する環境整備

No.	施策	概要	担当課
1	住居の確保に向けた支援	一時保護を受けたDV被害者の、退所後の住居を確保するための情報提供を行います。また、住居の確保が困難な被害者に対し支援を行います。 ・市営住宅への入居支援 ・民間賃貸住宅への入居支援	人権啓発課 こども課 建築住宅課
2	経済的自立に向けた支援	被害者の経済的自立に向けた就業支援講座の情報提供や、企業等に就職支援の協力の働きかけをします。また、母子生活支援施設における保護の実施や、各種手当等の福祉施策についても、広く情報提供します。 ・被害者への就業支援 ・企業等に対する働きかけ ・各種保健福祉支援制度の情報提供	人権啓発課 生活福祉課 高齢介護課 障害福祉課 保険年金課 こども課 健康増進課 仕事・移住支援室
3	精神的被害を受けた被害者の心の回復支援	精神的な被害を受けているDV被害者の心のケアのため、保健所や医療機関につなぐなど連携して支援を行います。 ・メンタルヘルスケア ・自助グループ等の活動支援	人権啓発課 健康増進課
4	二次的被害を起こさない支援体制づくり	被害者の状況・状態に留意し、二次的被害が発生しないよう対応します。また当事者等の住民票等の交付制限等、被害者の保護を図ります。個人情報への厳守など細心の注意を払います。 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・保育・教育機関等への周知	市民課 こども課 学校教育課 関係各課

主要施策(8) 関係機関との連携強化と民間団体との協働

No.	施策	概要	担当課
1	関係機関との連携強化	DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの一連の支援を行うために、県配偶者暴力支援センターや警察署等、関係機関相互の情報の共有及び連携を図り、DV被害者の支援強化に努めます。 ・岡山県DV対策会議等への出席 ・岡山県都市男女共同参画推進会議での他市との連携 ・津山市DV対策会議における庁内連携の強化および研修会の実施	人権啓発課 環境生活課 こども課 こども子育て相談室 健康増進課 関係各課
2	職務関係者の資質向上への取り組み強化	相談員は、研修会などに積極的に参加し、技能向上、相互の連携を図ります。 また、相談員以外の関係職員も研修を重ね、不適切な対応や誤った情報を伝える事のないよう資質の向上を図ります。 ・相談窓口担当者の研修への参加 ・DV被害者保護支援関係機関等とのネットワークの強化 ・津山市DV対策会議における庁内連携の強化および研修会の実施(再掲)	人権啓発課 こども課 関係各課
3	関係団体との協働	DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの支援を行っている民間団体と連携を図りながら、DV防止の普及啓発や被害者の自立支援を引き続き行っていきます。また、支援団体の育成について努力します。 ・保育、教育機関、医療関係者等の理解の促進(再掲) ・民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ(再掲) ・被害者支援団体との連携の強化	人権啓発課 生活福祉課 こども課 こども子育て相談室 健康増進課

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

女性のライフステージには、性と生殖に関する健康と権利の視点が重要であり、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを目指し、いつ、何人、子どもを産む、産まないの選択の自由や、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが課題として含まれます。女性の思春期、成人期、高齢期などのライフステージに応じた性と生殖に関する啓発を総合的に行う必要があります。

男性は、性別役割分担意識を持って育てられたり、男性中心型労働という雇用の社会的背景により、精神面で孤立しやすく、ストレスによる心の病や過労死、自殺等の問題があり、メンタルヘルスや自殺予防などの健康保持の重要性が指摘されています。

このように、互いの性差に応じた健康について男女がともに理解を深めるために、正確な知識と情報提供の充実を図り、性や健康に関する教育や自己管理による健康意識の向上、相談・指導・情報提供体制の充実など、生涯にわたる総合的な健康支援の取り組みを推進します。

主要施策(9) 健康の保持・増進支援

No.	施策	概要	担当課
1	健康づくり市民組織活動への支援	市民組織による健康づくりの普及・啓発を図るための活動を支援します。 ・愛育委員の活動支援 ・栄養委員の活動支援	健康増進課
2	健康相談・指導・情報提供体制の充実	こころとからだの健康管理及び健康についての自覚を促すために、健康相談・指導・情報提供体制の充実を図ります。 ・健康教育、健康相談の実施 ・健康情報コーナーの設置 ・ホームページ等の充実	健康増進課 図書館 人権啓発課
3	健康診査の充実	市民の健康管理を推進するため、各種健康診査を実施します。 ・特定健診 ・各種がん検診 ・特定保健指導等	保険年金課 健康増進課 高齢介護課



主要施策(10) 性と生殖に関する健康の重要性と母子保護に関する正しい知識の普及

No.	施策	概要	担当課
1	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*)についての啓発および支援	男女がともに自らの性を大切に、かつ互いの性を尊重し合えるように、妊娠や出産について、女性のライフサイクルの中で自己決定できるように意識の啓発に努めます。また、学校における児童・生徒の発達段階に応じた性教育や健康教育の充実を図ります。 ・概念浸透のための広報活動および学習機会の提供 ・相談体制の充実	人権啓発課 健康増進課 学校教育課
2	母子保健事業の充実	妊婦健康診査や産婦訪問指導により妊産婦の健康の保持・増進を図ります。また、不妊や不育に悩む夫婦に対しては、支援対策の推進を図ります。 ・妊婦健康診査 ・産婦・新生児訪問指導 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・不妊治療支援事業 ・不育治療支援事業	健康増進課
3	母子保護に関する教育と情報の提供	妊娠・出産・育児に関して正しい知識と技術の普及を図るため、学校教育における性教育の充実と市民等への情報の提供を図ります。母(両)親学級などへの男性の参加も促し、理解を図ります。妊娠から育児まで切れ目のない子育て支援を行います。 ・学校における性教育 ・妊婦ばんぼこ学級 ・健康教室等情報提供 ・子育て世代包括支援センター	人権啓発課 健康増進課 学校教育課

重点目標5 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり

本市においては自主防災組織・自主防犯組織は組織率100%となり災害に強いまちづくりの取り組みが進んでいますが、さらに女性の参画を拡大し男女共同参画の視点を取り入れた施策の推進に努めます。

非正規雇用者や単身世帯・ひとり親世帯が増加し、生活困窮者は幅広い層に潜在しています。貧困等の世代間連鎖を断ち切るためには、個々の生き方に沿った切れ目ない支援が必要とされています。これらの生活困窮者や高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らすためには、男女の生活実態や意識、身体的機能等の違いに配慮したきめ細やかな自立支援施策が必要です。

男女それぞれのニーズを把握しながら、男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実、社会参加の促進を図ります。また、男女ともに地域活動への参画を促し、地域社会の活性化と高齢者等の孤立化を防止します。

すべての人が互いを認め合い、ありのままの自分で安心して暮らしていける社会を実現するために、性の多様性を理解し、性的指向*や性同一性障害*等により差別されることのない社会を目指します。

都市づくりや観光、環境などの分野にも、女性の参画を拡大し、多様な視点と新たな発想を取り入れることで、地域の活性化を図ります。

主要施策(11) 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯体制の確立

No.	施策	概要	担当課
1	防災の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、防災の分野において男女共同参画の視点を取り入れます。 ・防災の組織強化 ・消防団・防災組織への女性の参画促進	危機管理室 人権啓発課
2	防犯の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、防犯の分野において男女共同参画の視点を取り入れます。 ・地域防犯の組織強化 ・地域防犯組織への女性の参画促進	環境生活課 人権啓発課

主要施策(12) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり

No.	施策	概要	担当課
1	介護保険・高齢者福祉サービスの充実	介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民の自立を支援するため、各種介護保険サービスの充実を図るとともに、高齢者の男女それぞれのニーズに対応した各種福祉サービスの充実を図ります。 ・介護保険事業計画等推進事業 ・介護保険サービスの整備・充実 ・高齢者福祉サービス事業の整備・充実 ・地域包括支援センターの充実 等	高齢介護課
2	障害者福祉サービスの充実	障害のある人が安心して暮らせるよう、男女それぞれへの配慮を重視した障害者福祉サービスの充実を図ります。 ・障害特性や本人ニーズを踏まえたサービス利用計画の作成	障害福祉課
3	高齢者の社会参画の促進と生きがい対策	老人クラブの活性化の促進や高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。 ・シルバー人材センター事業 ・学習・文化活動の機会提供 ・ふれあい交流拠点の整備	高齢介護課 生涯学習課 図書館
4	障害者の社会参画の促進	スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を通して、障害のある人の社会参加を促し、さらに、点訳・手話・朗読・IT等を活用してコミュニケーション支援体制の整備を進めることで、障害のある人が充実した生活を送るための支援を行います。 ・スポーツ・レクリエーション事業 ・芸術・文化講座開催事業 ・奉仕員養成研修事業（点字・朗読・要約筆記・手話等） ・自動車操作訓練費及び自動車改造助成事業 ・盲導犬飼育助成事業 ・手話通訳者設置事業 ・点字・声の広報等発行事業 ・防災情報メール等の活用 等	障害福祉課
5	生活困窮者の生活安定と自立支援の促進	多様化する生活困窮者の状況に応じ、経済的自立のみならず社会的自立を図るために継続的な支援を行います。 ・自立相談支援センターによる自立支援 ・関係機関と連携した支援体制の強化 ・子どもの貧困対策の実施	生活福祉課 こども課
6	性的指向や性同一性障害等に関する理解の促進	性の多様性を理解し、性的指向等により差別されない社会を目指します。 ・性的指向や性同一性障害等に関する正しい知識と理解の啓発 ・性同一性障害等の児童、生徒等に対する学校における相談体制の充実 ・学級等でいじめや差別を許さない人権教育の推進	人権啓発課 学校教育課 健康増進課

主要施策(13) 都市づくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進

No.	施策	概要	担当課
1	男女共同参画の視点に立った都市づくりの推進	都市づくりの推進において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の参画促進 ・すべての市民にやさしい都市づくりの推進	都市計画課 建築住宅課
2	観光の分野における男女共同参画の促進	観光の分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の視点を取り入れた観光資源の開発 ・観光ボランティアガイドへの女性の積極的な進出とおもてなしの心の醸成	観光振興課 歴史まちづくり推進室
3	男女共同参画の視点に立った環境施策の促進	環境の分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の参画促進 ・市民団体等への支援	環境生活課 低炭素都市推進室

重点目標6 国際化社会に対応する男女共同参画の取り組み

日本の男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な女性の地位向上に関する動きと連動して行われてきました。「女子差別撤廃条約」をはじめとする世界の女性の地位向上に向けた取り組みや、世界の女性が抱えているさまざまな問題など、諸外国における男女共同参画について理解することのできる人材の育成が重要となっています。

また、国籍や民族を超えて互いの文化の違いを認めながらともに生きていく多文化共生社会を構築するために、外国人のための日本語教室の充実など、市内に住んでいる外国人が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

主要施策(14) 国際的な取り組みへの理解と市内在住外国人に対する支援の充実

No.	施策	概要	担当課
1	国際的取組の情報収集・提供と国際理解のための教育推進	国際社会における男女共同参画の取り組みについて情報収集、提供を行い、他の国々の女性問題や男女共同参画について理解を深めます。 また、国際交流の促進や、語学教育を通してコミュニケーション能力を育成します。 ・国際交流行事の開催、国際理解に関する情報提供 ・学校等における外国語教育の充実 ・市民団体の育成	人権啓発課 協働推進室 生涯学習課 学校教育課 図書館
2	市内在住外国人に対する支援の充実	市内に在住する外国人が安心して暮らせるように、外国語による生活関連情報の提供や日本語教室等の学習機会及び相談体制の充実を図ります。 ・生活関連情報の提供 ・日本語教室の充実 ・生活相談体制の連携の充実	協働推進室 人権啓発課 市民課

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

重点目標7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性は人口の半分強、そして労働力人口は4割強を占め、政治、経済、地域など様々な分野で重要な役割を担っています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、誰もが暮らしやすく、持続可能な活力のある社会の実現につながります。

そのためには多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、多様で柔軟性のある社会（ダイバーシティ*社会）に向けた取り組み、そして女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが求められています。

男女がともに対等な社会の構成員となるためには、男女がともにあらゆる分野に参画し、主体的に活動する必要があります。

このため、行政だけでなく、関係機関、関係団体、企業や市民団体、地縁団体等に働きかけ、政策や方針の決定過程への女性の参画拡大に努めます。

主要施策(15) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

No.	施策	概要	担当課
1	審議会等への女性の登用促進	各種審議会等への女性委員の登用を促進し、平成34（2022）年度末までに女性委員の割合を30%を超えるよう努めるとともに、すべての審議会に女性委員の登用を促進します。 ・各種審議会等への女性の積極的な登用促進 ・女性委員の登用に関する継続的な調査の実施	行財政改革推進室 人権啓発課 関係各課
2	市女性職員の能力開発と登用促進	各種研修会等を開催し、女性職員の能力開発と職域拡大を図り、併せて管理職への登用を促進します。 ・女性職員等の能力開発、自己啓発のための研修会機会の充実 ・女性職員の登用状況の定期的把握	人事課 人権啓発課

主要施策(16) 事業者・市民団体等への女性の参画の促進

No.	施策	概要	担当課
1	事業所等への啓発活動の充実	事業所等の経営者・管理者に対し、女性の登用促進についての啓発活動を実施します。 ・労務管理講習会における啓発 ・企業等に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の取り組みや導入方法などの情報提供 ・一般事業主行動計画策定に向けた啓発活動および情報提供	人権啓発課 仕事・移住支援室 みらい産業課
2	地域活動における男女共同参画の推進	自治会やPTA等、地域活動に男女がともに地域の一員として参画できるように促進します。 ・自治会役員への女性の登用促進 ・PTA活動における男女共同参画の促進 ・各公民館への男女共同参画推進委員の配置、地域における男女共同参画の促進	人権啓発課 協働推進室 生涯学習課
3	女性の参画意識の促進と人材育成のための研修・学習機会の充実	女性のあらゆる分野での方針決定への関心と参画を促すため、情報を提供し、意識の高揚に努めます。 各分野への登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。 ・男女共同参画講座の開催 ・女性リーダーの人材育成と活用 ・企業等における女性経営者、管理職への研修・啓発活動	人権啓発課 生涯学習課 仕事・移住支援室 みらい産業課

重点目標8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

働くこと、つまり就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながることであります。急激な少子高齢化の進行や人口減少の影響により、労働力の不足や経済活動の停滞が社会的課題となりつつあります。このような情勢の中、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会づくりは、多様性のある、そして多様性が認められる社会、すなわちダイバーシティの推進につながり、持続可能な社会形成に寄与することになります。

そのため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」は国を挙げての取り組みとなっており、津山市においても「津山まち・ひと・仕事創生総合戦略」[平成27(2015)年]、津山市第5次総合戦略[平成28(2016)年度～平成37(2025)年度]のなかで重要施策として位置づけています。

男女がともに、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域などあらゆる場において、また、子育て期や中高年期といったライフ・ステージ（人生のさまざまな段階）に応じて、多様で柔軟性のある生き方・働き方が選択できるよう、子育て支援、介護支援の充実を図り、また様々な支援策の周知や活用促進の啓発を進めます。

また事業所に対しては、人材の確保と能力発揮、生産性の向上、持続的発展など経営戦略の観点からも、仕事と生活の調和の推進が有効であるとの啓発をすすめ、さらにそれを推進する事業所の支援を行います。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は一人ひとりが望む生き方が出来る社会の実現にとって不可欠です。

主要施策(17) 家庭や地域における男女共同参画の促進

No.	施策	概要	担当課
1	仕事と生活の調和の意識啓発	<p>仕事中心の働き方を見直し、家庭生活や地域活動において男女が互いに協力し、家族や地域の一員として責任を果たしていける環境づくりを推進します。</p> <p>次世代を担う子どもたちに対して、男女が相互に尊重し、理解し合い、助け合うような人間形成を図るための家庭教育の推進、学習機会の提供に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和に関する広報活動および学習機会の提供 ・仕事と生活の調和に関する情報収集および情報提供の実施 ・市職員への啓発 	<p>人権啓発課 学校教育課 生涯学習課 人事課</p>
2	男性の家事・育児・介護への参画および生活能力向上の促進	<p>家庭において男性が家事・育児・介護に参画することの意味、意義、価値観を啓発し、生活能力の向上を目的とした各種講座・教室等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児・介護参加への啓発 ・各種講座・教室の開催 	<p>人権啓発課 健康増進課 生涯学習課</p>

主要施策(18) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

No.	施策	概要	担当課
1	子育て支援体制の充実	<p>子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、多様なライフスタイルに対応した保育サービスや、子育て支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・認定こども園における保育サービスの充実 ・病児保育の充実 ・子育て講座・教室の充実 ・放課後児童クラブ、放課後こども教室の整備と充実 ・地域子育て支援拠点の充実 ・ファミリー・サポート・センターの充実 	<p>こども課 健康増進課 生涯学習課 人権啓発課 図書館</p>
2	介護保険・高齢者福祉・障害者福祉サービスの整備・充実	<p>働く人のみならず、全ての人が安心して介護を行うことができる環境の整備や支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス・高齢者福祉サービス・障害者福祉サービスの情報提供、セミナー等の開催 ・介護保険サービスの整備・充実 ・高齢者福祉サービスの整備・充実 ・障害者福祉サービスの整備・充実 	<p>高齢介護課 障害福祉課 人権啓発課</p>
3	ひとり親家庭への自立支援	<p>相談体制の充実、就労支援や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等により、精神的・経済的な自立が図られるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ・ひとり親家庭等医療費支給事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・自立支援プログラム策定事業 等 	<p>こども課</p>

主要施策(19) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり

No.	施策	概要	担当課
1	事業所等における仕事と生活の調和の促進	<p>事業所等における仕事と生活の両立支援を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供 ・ワーク・ライフ・バランスの推進支援 ・市職員における仕事と生活の両立支援・働き方の改善 	<p>人事課 人権啓発課 契約監理室 仕事・移住支援室 みらい産業課 行財政改革推進室 こども課</p>
2	育児・介護休業制度*の周知、啓発と活用促進	<p>事業所や市民に対して、育児・介護休業制度の周知を行い、活用の促進を図ります。また市職員に対しての活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所へ向けた制度の普及・啓発 ・市職員へ向けた制度の普及・啓発 	<p>人事課 人権啓発課 契約監理室 仕事・移住支援室</p>

重点目標9 働く場における男女共同参画の推進

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、事業所に対して、平等な雇用機会と待遇確保の啓発に努めるとともに、いわゆるM字カーブ*問題解消に向けた女性の就業率の向上を目指します。そのために、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場環境づくりを推進するとともに、育児・介護などのために一度離職した女性の再就職支援や職業能力を高めるための知識・技術の習得のための支援、起業支援などを積極的に行います。

主要施策(20) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No.	施策	概要	担当課
1	事業所に対する啓発および学習機会の提供	男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、職種・職域の拡大など女性活躍の場の拡大、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*など各種ハラスメントの防止など、性別に関わりなく能力が発揮できる職場環境づくりを労使双方に対して働きかけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレット等の配布 ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進 ・セミナー等の開催、出前講座等の実施 ・両立支援アドバイザーの派遣 	人権啓発課 契約監理室 みらい産業課 仕事・移住支援室
2	女性農業者への支援	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるよう研修機会を充実するとともに、自主的活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定*の普及・啓発 ・女性農業者組織活動支援 	農業振興課
3	労働情報の提供	女性の就労を支援するため、関係機関と連携して各種就労情報を収集・提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク求人情報の提供 	人権啓発課 仕事・移住支援室 図書館

主要施策(21) 女性のチャレンジ支援

No.	施策	概要	担当課
1	女性のキャリアアップの支援	各種研修会や学習機会の充実及び情報提供等により、女性の起業やキャリアアップを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成事業「つやま産業塾（経営能力開発講座）」の開催 ・女性の起業支援 ・産業人材育成「津山まちなかカレッジ」*の実施 ・各種資格取得講座の開催 ・キャリアアップに関する情報の提供 	人権啓発課 みらい産業課 仕事・移住支援室 図書館
2	多様な働き方に対する支援（再チャレンジ）	再就職や再チャレンジのための支援及び労働条件の改善に向けた啓発等を実施し、多様な働き方を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による起業支援及び情報提供 ・家族経営協定の普及・啓発 ・就労支援セミナーの開催 ・産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施 ・ビジネス支援コーナーの設置、関係資料を提供 	人権啓発課 みらい産業課 仕事・移住支援室 農業振興課 図書館
3	就業に関する相談体制の整備・充実	関係機関と協力して、就業条件等の疑問や悩みを解消するための相談事業を実施するとともに、一人親家庭等の職業能力の向上及び求職活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・労働等に関する相談の実施 ・ひとり親家庭相談 	人権啓発課 こども課 仕事・移住支援室

【数値目標一覧】

第4次津山男女共同参画さんさんプランでは、施策の実施状況と施策の効果を検証できるように数値目標を設定します。

基本目標	重点目標	数 値 目 標	現状値 (平成29.3.31現在)	目標値 (平成35.3.31)
I 男女共同参画社会実現への基盤づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり	「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに「そう思わない」「どちらかというそう思わない」人の割合(市民アンケート調査結果)	女性:83.9% 男性:77.5% (平成28年度実施)	男女とも85.0% (平成33年度実施予定)
		市民団体等と協働する男女共同参画市民企画講座の実施回数(平成30～34年度の累計)	10回 (平成25～28年度累計)	10回
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	公民館等への男女共同参画をテーマに盛り込んだ出前講座の実施回数(平成30～34年度の累計)	10回 (平成25～28年度累計)	10回
学校の中では「男女平等になっている」と思う人の割合(市民アンケート調査結果)		46.2% (平成28年度実施)	55.0% (平成33年度実施予定)	
II 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現	3 男女間のあらゆる暴力の根絶	過去5年以内に、身近なところ(職場・地域・学校)でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合(市民アンケート調査結果)	9.8% (平成28年度実施)	5.0% (平成33年度実施予定)
		過去5年以内に、自分自身がDVの被害を受けたことがある女性の割合(市民アンケート調査結果)	9.8% (平成28年度実施)	7.0% (平成33年度実施予定)
		【新規】過去5年以内にDVの被害を受けたことがある人のうち、相談したかったのに、どこ(だれ)にも相談できなかった人の割合(市民アンケート調査結果)	—	15.0% (平成33年度実施予定)
		【参考】過去5年以内にDVの被害を受けたことがある人のうち、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合(市民アンケート調査結果)	【参考】40.5% (平成28年度実施)	
	4 生涯を通じた男女の健康支援	特定健診の受診率	27.5%	30.0%
		乳がん検診の受診率	16.1%	30.0%
		子宮がん検診の受診率	15.6% ●妊婦健診での受診者数を含む	30.0%
	5 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり	社会参加に関心のない人の割合(市民アンケート調査結果)	19.5% (平成28年度実施)	15.0% (平成33年度実施予定)
	6 国際化社会に対応する男女共同参画の取り組み	日本語教室の参加者数(のべ人数)	1,268人	1,330人
	III あらゆる分野への男女共同参画の推進	7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の審議会等の女性委員の割合	27.0%
女性のいない審議会等の比率			14.8%	0.0%
【新規】市職員課長級以上職の女性職員割合			14.3%	30.0%
8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現		【新規】地域子育て支援拠点利用者数	30,272人	60,000人
		ファミリー・サポート・センターの会員数	1,021人	1,070人
		【新規】ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業者数	22社 (平成27～28年度累計)	80社
		【新規】両立支援アドバイザー派遣事業者数(平成30～34年度の累計)	20社 (平成27～28年度累計)	50社
		事業所等を対象としたワーク・ライフ・バランスについての啓発講座の実施回数(平成30～34年度の累計)	9回 (平成25～28年度累計)	10回
現在、仕事と生活の調和がとれた暮らしができていてと思っている人の割合(市民アンケート調査結果)		女性:39.7% 男性:40.6% (平成28年度実施)	男女とも45.0% (平成33年度実施予定)	
9 働く場における男女共同参画の推進		認定農業者の女性比率	6.3%	6.5%
	【新規】津山まちなかカレッジへの参加人数(平成30～34年度の累計)	—	11,700人	
	【新規】25歳から44歳までの女性の労働力率	79.3% (平成27年度国勢調査)	82.0% (平成32年度国勢調査)	

※現状値は、平成28(2016)年度実施の市民アンケートの数値、そのほか特に記載のないものは平成28(2016)年度の数値。
目標値は、平成33(2021)年度実施予定の市民アンケートの数値、そのほか特に記載のないものは平成34(2022)年度の数値。



第4次津山男女共同参画
さんさんプラン

第5章



プランの推進

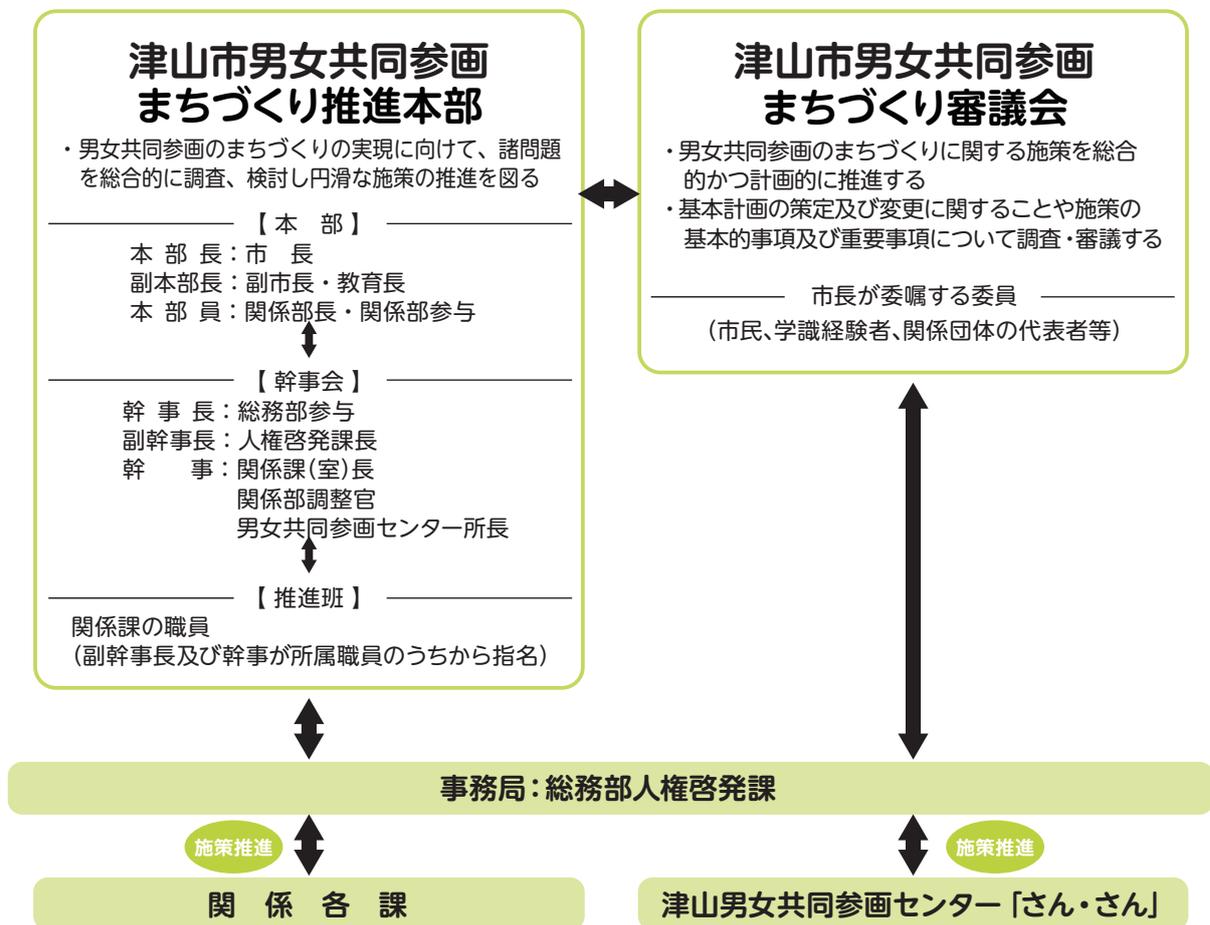
第5章 プランの推進

このプランは、社会のあらゆる分野における男女共同参画を、社会・経済情勢の変化や津山市の特性を踏まえつつ、総合的かつ計画的に実施するものであり、広範多岐にわたる施策が含まれています。

これらの施策を津山市の他の施策と整合性を図りながら効果的に進めるためには、庁内の推進体制はもとより、市民・事業者等と連携しながら、それぞれの立場で主体的な取り組みを積極的に進めていくことが重要です。

1 庁内の推進体制

- (1) 「津山市男女共同参画まちづくり推進本部」における推進本部会議、幹事会議及び推進班会議を定期的開催し、男女共同参画の進ちょく状況の把握に努めるとともに、庁内における男女共同参画の推進の強化を図ります。
- (2) 市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、職員の意識改革に向けた取り組みの強化を図ります。
- (3) 「津山市男女共同参画まちづくり審議会」からの意見を反映させながら、プランの着実な推進を図ります。



2 市民・事業者等との連携

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者等の主体的な取り組みが不可欠です。市民のニーズ等に適切に対応していくため、目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、男女共同参画を推進していけるよう、さらに連携や協働を進めていきます。

(1)市民の役割

市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、家庭・職場・学校・地域・その他、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むことが求められます。

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直しなど、身近なところから男女共同参画のまちづくりに取り組むよう努めましょう。

(2)事業者の役割

男女がともにその個性と能力を十分に発揮して、生き生きと働くことができる男女共同参画社会を実現するためには、事業者の果たす役割が重要です。

仕事と生活を調和させることができる職場環境を整備するように努め、積極的に男女共同参画のまちづくりに取り組むよう努めましょう。

3 関係機関との連携

国や県をはじめ他市町村との連携を強化し、情報の収集・提供、共同事業の実施などに努め、プランを効果的に推進します。

また、国や県及び関係機関に対して、プランの推進において必要な事項についての要請を行います。

4 津山市男女共同参画まちづくり条例の浸透

津山市男女共同参画まちづくり条例の理念が市民の間に浸透するよう、広報・啓発に努めます。

5 津山男女共同参画センター「さん・さん」の機能充実

(1)多様な学習機会の提供、人材の育成に向け、講座・講演会等の充実を図ります。

(2)各種グループ、団体等の活動を支援するとともに、交流の場の提供など、ネットワークづくりの支援を行います。

(3)図書・ビデオ等の充実をはじめ、市ホームページ、広報津山、男女共同参画だより「えすぽあ」等の多様な広報媒体を利用した広報・啓発活動に努めます。

(4)女性問題の総合的な解決に向け、相談窓口の充実と関係機関との連携の強化を図ります。



第4次津山男女共同参画
さんさんプラン

第 6 章



關係資料

第6章 関係資料

1 津山市男女共同参画市民アンケートの結果概要

(1)調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識を把握し、「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」の策定にあたっての基礎資料とするため、アンケート調査を行いました。

(2)調査の設計と回収状況

①調査対象

住民基本台帳により無作為に抽出した市内在住の18歳以上の男女2,000人(男女各1,000人)

②調査方法

郵送配布・郵送回収

③調査期間

平成28(2016)年8月1日(月)～8月21日(日)

④調査項目

- ・対象者の属性(性別、年齢、職業、婚姻状況)
- ・男女平等について
- ・結婚と家庭生活
- ・女性の参画について
- ・女性の就労について
- ・男性の家事・育児への参加について
- ・子育てについて
- ・介護について
- ・社会参加
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について
- ・セクシュアル・ハラスメント、DVについて
- ・行政の役割について

⑤回収結果

有効回収数 591 (女性:224 男性:138 性別無回答:229)

有効回収率 29.6%

(3)アンケート様式

次ページ以降にアンケート用紙の様式とアンケート結果を掲載しています。様式内の明朝体の数字は回答の割合(%)です。

津山市男女共同参画市民アンケートへのご協力をお願い

市民の皆さまには、日頃から津山市における行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

津山市では、性別にかかわらず、自らの意思により、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各種行政施策を実施しておりますが、市民の皆さまの男女共同参画に関する意識を把握し、今後の男女共同参画施策の参考資料とするため、5年ごとにアンケート調査を実施しています。

つきましては、住民基本台帳の中から18歳以上の方2,000人を無作為に選ばせていただいた結果、あなたにこの度のアンケート調査をお願いすることになりました。

お忙しいところ大変お手数をおかけいたしますが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成28年8月
津山市

— ご記入にあたって —

- (1) この調査は無記名方式です。
調査票にも返信用封筒にもお名前を記入していただく必要はありません。
- (2) この調査は個人を対象としていますので、特に指定の無い限り、全ての設問についてあなたご自身のお考えを記入してください。
- (3) ご自分で記入が困難な場合は、あなたの考えを代わりの方に記入してもらってください。
- (4) ご記入の際には、黒のボールペンか鉛筆でこのアンケート用紙に直接記入してください。
質問用紙は全部で10ページあります。
- (5) 問1. から順番に、質問ごとに用意した回答の中から、あなたのお考えにあてはまる数字に○印をつけてください。
「その他」にあてはまる場合には、() 内に具体的に記入してください。
- (6) ご記入いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れ、**8月21日(日)までに**ポストに投函してください。切手をはる必要はありません。

お問い合わせ先 津山市総務部人権啓発課
津山男女共同参画センター「さん・さん」
電話 0868-31-2533
(火曜日・祝日を除く9:30~17:15)

津山市男女共同参画市民アンケート

平成28年8月
津山市

【あなたについておたずねします】（統計分析のために必要ですのでよろしくお願いします。）

問1. あなたにあてはまるものに○をしてください。

1. 性別	1. 男 23.4	2. 女 37.9	無回答 38.7
2. 年齢	1. 18～19歳 1.7	2. 20～24歳 2.7	3. 25～29歳 4.7
	4. 30～34歳 7.6	5. 35～39歳 6.1	6. 40～44歳 5.8
	7. 45～49歳 6.3	8. 50～54歳 9.0	9. 55～59歳 10.8
	10. 60～64歳 10.5	11. 65～69歳 13.4	
	12. 70～74歳 10.5	13. 75歳以上 9.6	無回答 1.4
3. 職業	1. 自営業 7.1	2. 家族従業者 1.5	3. 勤め人（常勤・フルタイム・会社役員） 35.2
	4. パート・アルバイト・内職 16.9	5. 派遣社員 0.7	6. 生徒・学生 2.9
	7. 専業主婦・主夫 14.4	8. 無職 20.0	無回答 1.4
4. 結婚の経験 （現在の状態）	1. 既婚（事実婚を含む） 71.5	2. 離婚 5.9	3. 死別 8.1
		4. 未婚 13.0	無回答 1.5
1と答えた方のみ	1. 共働きである 51.0	2. 一方が家事専念 27.7	3. とともに無職である 18.5
			無回答 2.8

【男女平等について】

問2. 次の(1)～(5)の分野で男女が平等になっていると思いますか？

それぞれ1～6の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

	男性が優遇 されている	どちらか といえば 男性が優遇 されている	平等になっ ている	どちらか といえば 女性が優遇 されている	女性が優遇 されている	わから ない	無回答
(1) 家庭の中で	1 16.1	2 40.1	3 28.8	4 5.9	5 1.5	6 4.9	2.7
(2) 職場の中で	1 14.2	2 35.9	3 25.0	4 4.7	5 1.7	6 10.7	7.8
(3) 政治の場で	1 29.6	2 40.3	3 12.2	4 0.8	5 0.5	6 10.5	6.1
(4) 学校の中で	1 3.2	2 18.6	3 46.2	4 2.2	5 0.8	6 19.3	9.6
(5) 地域社会で （PTA・町内 会活動など）	1 13.7	2 32.0	3 28.1	4 5.2	5 1.0	6 15.2	4.7

【結婚と家庭生活】

問3. 結婚、家庭生活に対する考え方についておうかがいします。次の(1)～(6)についてあなたは
どう思いますか？それぞれ1～4の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

	そう思う	どちらかという とそう思う	どちらかという とそう思わない	そう 思わない	無回答
(1) 結婚してもしなくてもどちらでもよい	1 16.2	2 17.3	3 24.9	4 37.1	4.6
(2) 結婚しても必ずしも子どもをもたなくてもよい	1 19.8	2 17.8	3 23.7	4 33.7	5.1
(3) 夫婦別姓の結婚が認められてもよい	1 24.0	2 21.5	3 19.3	4 29.8	5.4
(4) 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ	1 3.6	2 12.7	3 26.1	4 53.6	4.1
(5) 男性も家事や子育てなどの家庭の責任を分担するべきだ	1 45.0	2 38.6	3 6.9	4 6.1	3.4
(6) 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるべきだ	1 23.4	2 33.8	3 19.5	4 18.6	4.7

問4. **既婚(事実婚含む)の方**にお尋ねします。あなたの家庭では、(1)～(10)の仕事は夫婦のうち、
どなたが主に担当されていますか？それぞれ1～4の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

	主として妻	夫婦同じ程度	主として夫	その他	無回答
(1) 生活費を得る	1 4.0	2 23.2	3 68.2	4 2.8	1.7
(2) 掃除をする	1 73.7	2 22.0	3 2.1	4 0.5	1.7
(3) 洗濯をする	1 81.8	2 12.6	3 2.6	4 0.9	2.1
(4) 食事のしたくをする	1 85.8	2 8.5	3 2.1	4 0.9	2.6
(5) 食事の片付けをする	1 73.9	2 19.7	3 3.6	4 0.5	2.4
(6) 家計の管理をする	1 66.4	2 19.2	3 12.1	4 0.5	1.9
(7) 子どもの教育としつけをする	1 39.1	2 45.3	3 1.9	4 8.5	5.2
(8) 子ども(乳児・幼児)の世話をする	1 63.7	2 18.2	3 0.5	4 10.9	6.6
(9) 高齢者の介護をする	1 37.9	2 27.0	3 1.9	4 26.1	7.1
(10) 近所づきあい(町内会への参加など)をする	1 17.8	2 40.0	3 36.5	4 3.1	2.6

【女性の参画について】

問5. 職場において、企画や方針決定の場に女性が少ないという現状が多くみられますが、その理由はどこにあると思いますか？

次の1～7の中からあなたの考えに最も近いものを 2つ以内 で選んで○をしてください。

1. 男性優位の組織になっているから	35.9	
2. 男女の役割分担についての社会通念や慣習が残っているから	51.9	
3. 女性が仕事と家庭を両立できる社会制度が十分でないから	50.6	
4. 女性が仕事をすることに家族の理解・協力が得られないから	13.5	
5. 女性に対する研修・訓練の場が不十分だから	6.4	
6. 女性の側に積極性が欠けているから	12.5	
7. その他	3.2	無回答 4.1

問6. 職場での女性の地位向上のためには、どのようなことに努力しなければならないと思いますか？
次の1～8の中からあなたの考えに最も近いものを 2つ以内 で選んで○をしてください。

1. 職場において、女性を積極的に活用・登用すること	24.2
2. 職場において、配置や研修で性による差をつけないこと	23.5
3. 女性が知識や技術を身に付けること	26.1
4. 女性自身が仕事に関して意識改革をすること	21.5
5. 男女平等意識の向上のために管理職や従業員を対象とした教育や啓発を実施すること	16.2
6. 男女ともに育児休暇や介護休暇がとりやすいよう制度の整備・充実を行うこと	40.9
7. 男性側が女性の社会参画の必要性について正しく理解すること	23.0
8. その他	1.4
	無回答 4.2

【女性の就労について】

問7. 女性が仕事をもつことについてどれが望ましいと思いますか？

次の1～7の中からあなたの考えに最も近いものを 1つだけ 選んで○をしてください。

1. 結婚して、子どもが生まれても仕事を続けることが望ましい	33.2
2. 結婚したら退職し、家庭のことに専念することが望ましい	1.4
3. 子どもが生まれたら退職し、子育てなど家庭のことに専念することが望ましい	1.5
4. 子育ての時期は一旦仕事を辞めて、子育てなど家庭のことに専念し、 子どもの手が離れたら再び仕事を持つことが望ましい	53.8
5. 仕事を持たないことが望ましい	0.0
6. 結婚はせず、仕事を続けることが望ましい	0.0
7. その他	4.1
	無回答 6.1

問8. 女性が働きつづけるために必要なことは何だと思いますか？

次の1～10の中からあなたの考えに最も近いものを 3つ以内 で選んで○をしてください。

1. 保育施設の充実や保育時間の延長	50.4
2. 育児休業制度や子の看護制度、介護休暇制度などの取得促進	35.7
3. 事業所内保育所などの福利厚生施設の充実	26.2
4. 労働時間の短縮や休日を増やすなどの制度の充実	24.4
5. 働くうえでの性別による差をなくす	11.8
6. 女性の管理職を増やして、経営・政策方針決定に参画する機会を男女均等にする	7.6
7. 病児や高齢者などの世話に対する社会的サービスを充実させる	25.7
8. 職場の理解	42.6
9. 両親や配偶者など家族の協力	39.3
10. その他	1.5
	無回答 3.6

【男性の家事・育児への参加について】

問9. 男性が家事、子育てや教育、介護に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか？ 次の1～8の中から 2つ以内 で選んで○をしてください。

1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める	43.1
2. 仕事中心という社会全体の仕組みを改める	26.7
3. 労働時間短縮や休暇制度を普及させる	27.4
4. 夫婦の間で家事などの分担をする	35.0
5. 家事などを男女で分担するように、家庭や学校で教育する	18.6
6. 家族の男女共同参画に対する関心を高める	12.7
7. 男性が家事をする事に対する抵抗感を減らす	15.2
8. その他	1.4
無回答	4.6

問10. 男性が育児休業を取ることにについてどのように感じられますか？

次の1～7の中から 2つ以内 で選んで○をしてください。

1. もっと、男性も育児休業を取った方がよい	27.6
2. 同僚や他の人に負担をかけてしまうのではないかと不安を感じる	35.4
3. 休業中は収入が減ったり途絶えたりすることに不安を感じる	44.5
4. 人事評価や昇給、昇格に影響すると思う	25.4
5. 育児休業から復帰した時に、仕事についていけるか不安に思う	21.5
6. 職場・親族・地域の目が気になる	11.2
7. その他	3.6
無回答	5.1

【子育てについて】（お子さんのいらっしゃる方も考えをお聞かせください）

問11. 子どもを産み育てやすい環境づくりのためには、どのような事が必要だと思いますか？

次の1～9の中から 3つ以内 で選んで○をしてください。

1. 家事や育児を男女共同で行うための啓発活動	25.2
2. 出産・育児に関する情報提供や相談業務	11.7
3. 出産・育児に対する手当などの充実	46.5
4. 延長保育・病児保育など保育制度の充実	53.8
5. 放課後児童クラブなどの子育て支援制度の充実	35.0
6. 子どもを一時的に保育してくれる施設の拡大・充実	30.5
7. 母親だけでなく父親も育児休業を積極的に取得できるような職場環境の整備	44.0
8. 地域の方などからの支援	6.4
9. その他	3.2
無回答	3.9

【介護について】

問 1 2. あなたが、もし、援助や介護が必要になったとき、どうしたいと思いますか？

次の 1～4 の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

1. 家族や親族に介護してもらって自宅で暮らす (問 1 3. へ)	7.3	
2. 介護サービスを受けながら自宅で暮らす	55.4	
3. 介護施設などに入所する	33.5	
4. その他	2.4	無回答 1.4

【前問で1と答えられた方にお聞きします】

問 1 3. あなたは、家族や親族のどなたに介護してもらいたいですか？

次の 1～6 の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

1. 配偶者	53.5	2. 息子	4.7	3. 娘	25.6	4. 子の夫	0.0
5. 子の妻	2.3	6. その他	11.6	無回答	2.3		

【社会参加】

問 1 4. あなたが現在、関心のある活動は何ですか？

次の 1～9 の中から 2つ以内 で選んで○をしてください。

1. 町内会・自治会・老人クラブなどの地域活動	26.1	
2. PTA・子ども会・スポーツ少年団の指導などの青少年健全育成活動	8.6	
3. ボランティア活動	18.1	
4. 芸術・文化・スポーツなどの生涯学習活動や趣味の活動	50.8	
5. 環境保護・消費生活改善活動などの市民運動	8.5	
6. 政治活動	2.2	
7. 国際交流活動	5.2	
8. 社会活動へは関心はない	19.5	
9. その他	4.4	無回答 3.2

問 1 5. あなたが、問 1 4. の活動に参加しようとするとき、さまたげとなることがありますか？

次の 1～8 の中から 2つ以内 で選んで○をしてください。

1. 仕事が忙しい	30.6	
2. 家事（炊事、掃除、洗濯など）が忙しい	14.6	
3. 育児や介護をしなければならない	10.8	
4. 経済的余裕がない	22.8	
5. 情報が少ない	19.0	
6. 特にさまたげとなることはなく、関心のある活動に参加できている	24.2	
7. 参加したいと思わない	14.2	
8. その他	5.2	無回答 4.2

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活とが調和あるいは両立している状態をさす。一人ひとりがそれぞれ、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

問16. 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉をどの程度知っていましたか？

次の1～3の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

- | | | |
|-----------------------------|------|---------|
| 1. 言葉も内容も知っていた | 21.8 | |
| 2. 言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らなかった | 28.4 | |
| 3. 言葉も内容も知らなかった | 47.5 | 無回答 2.2 |

問17. あなたは現在、仕事と生活の調和がとれた暮らしができていますか。

次の1～3の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

- | | | |
|-----------|------|---------|
| 1. できている | 40.9 | |
| 2. できていない | 27.2 | |
| 3. わからない | 28.1 | 無回答 3.7 |

問18. 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域活動・学習・趣味・付き合い等」の優先度について、あなたの 希望 にもっとも近いものはどれですか？

次の1～8の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

- | | | |
|---|------|---------|
| 1. 「仕事」を優先したい | 5.2 | |
| 2. 「家庭生活」を優先したい | 24.0 | |
| 3. 「地域活動・学習・趣味・付き合い等」を優先したい | 4.7 | |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい | 23.0 | |
| 5. 「仕事」と「地域活動・学習・趣味・付き合い等」をともに優先したい | 4.4 | |
| 6. 「家庭生活」と「地域活動・学習・趣味・付き合い等」をともに優先したい | 16.4 | |
| 7. 「仕事」「家庭生活」「地域活動・学習・趣味・付き合い等」のいずれも優先したい | 15.7 | |
| 8. わからない | 3.9 | 無回答 2.5 |

【問18をふまえてお答えください】

問19. それでは、あなたの 現実 の優先度について、もっとも近いものはどれですか？

次の1～8の中から 1つだけ 選んで○をしてください。

- | | | |
|--|------|---------|
| 1. 「仕事」を優先している | 28.1 | |
| 2. 「家庭生活」を優先している | 27.1 | |
| 3. 「地域活動・学習・趣味・付き合い等」を優先している | 3.4 | |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している | 16.6 | |
| 5. 「仕事」と「地域活動・学習・趣味・付き合い等」をともに優先している | 3.0 | |
| 6. 「家庭生活」と「地域活動・学習・趣味・付き合い等」をともに優先している | 8.1 | |
| 7. 「仕事」「家庭生活」「地域活動・学習・趣味・付き合い等」のいずれも優先している | 5.2 | |
| 8. わからない | 5.1 | 無回答 3.4 |

〔問18の「希望優先度」と問19の「現実優先度」が異なる方にお聞きします〕

問20. 前問での「希望優先度」と「現実優先度」が異なる理由は何ですか？

次の1～9の中から 2つ以内 で選んで○をしてください。

1. 仕事が忙しい	22.8		
2. 職場の理解が得られない	3.0		
3. 有給休暇等が少ない	5.6		
4. 家事（炊事・掃除・洗濯など）が忙しい	6.1		
5. 育児や介護をしなければならない	4.7		
6. 家族の理解が得られない	2.7		
7. 経済的余裕がない	18.6		
8. 体力がない	8.6		
9. その他	3.6	無回答	45.5

【セクシュアル・ハラスメント、DVについて】

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女を問わず相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまなものが含まれます。一般的には、性的な冗談、食事やデートなどへの執拗な誘い、身体への不必要な接触、また、それを断ることにより不利益を与えることなどをいいます。「セクハラ」と略されることもあります。

問21. 過去5年以内に、あなたの身近なところ（職場・地域・学校）にセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）がありますか？ あてはまるものを すべて 選んで○をしてください。

1. 自分自身が受けたことがある	<u>（問22. へ）</u>	6.4	
2. 自分自身がしたことがある		0.0	
3. 見たり聞いたりしたことがある	<u>（問22. へ）</u>	13.7	
4. ない		74.8	無回答 5.9

〔前問で1または3と答えられた方にお聞きします〕

問22. その内容はどんなものだったのでしょうか？

あてはまるものを すべて 選んで○をしてください。

1. 性的な経験についてしつこく尋ねられた		7.0
2. 容姿や服装についてあれこれ言われた		28.9
3. 立場や地位を利用して性的な関係を強要された		7.0
4. 肩や尻など身体に触られた		23.7
5. 身体をじろじろ見られた		6.1
6. 食事やデートにしつこく誘われた		10.5
7. 宴会などでお酌やデュエットを強要された		8.8
8. 週刊誌などのヌード写真を見せられた		0.9
9. 交友関係などプライベートについて噂をながされた		11.4
10. 性的な冗談やひやかしを言われた		39.5
11. 理不尽な誘いを断ったら、パワー・ハラスメント(社会的立場を利用した嫌がらせ)を受けた		10.5
12. その他	5.3	無回答 1.8

DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人などのパートナーからの暴力。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけではなく、「暴言を吐く」「無視」などの精神的暴力、「性行為を強要する」等の性的暴力、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「手紙や電話、メールをチェックする」等の社会的暴力があり、犯罪となる行為です。

問23. DVが社会問題になっていますが、過去5年以内にあなたの身近にこのような暴力がありますか？
あてはまるものを すべて 選んで○をしてください。

1. 自分自身が暴力を受けたことがある	(問24, 問25, ^)	7.4		
2. 自分自身が暴力をふるったことがある		1.7		
3. 暴力について見たり聞いたりしたことがある	(問24, ^)	10.3		
4. ない		75.6	無回答	6.6

〔前問で1または3と答えられた方にお聞きします〕

問24. その内容はどのようなものでしたか？ あてはまるものを すべて 選んで○をしてください。

1. 命の危険を感じるくらいの暴行を受けた		14.7
2. 医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた		15.7
3. 医師の治療を必要としない程度の暴行を受けた		34.3
4. 「だれのおかげで生活できるんだ」などと言われた		23.5
5. 大声でどなられたり、おどされた		58.8
6. 何を言っても無視された		18.6
7. いやがっているのに性関係を強要された		6.9
8. 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌などを見せられた		0.0
9. お金の使い道を細かくチェックされたり、生活に必要なお金を渡してもらえない		20.6
10. 外出や交友関係を厳しく制限されたり、電話や手紙を細かくチェックされた		17.6
11. その他	15.7	無回答 0.0

〔問23. で1と答えられた方にお聞きします〕

問25. 暴力を受けたことについて、誰かに相談しましたか？ 相談先はどこでしたか？
あてはまるものを すべて 選んで○をしてください。

1. 相談機関や警察に相談した		13.5
2. 医療関係者（医師・看護師など）に相談した		5.4
3. 家族や友人に相談した		37.8
4. 職場や学校に相談した		8.1
5. その他		8.1
6. どこ（だれ）にも相談しなかった	(問26, ^)	40.5
無回答		5.4

【問25. で6と答えられた方にお聞きします】

問26. 相談しなかったのはなぜですか？あてはまるものを すべて 選んで○をしてください。

1. 自分が我慢すれば、何とかこのままやっていると 思ったから	69.2
2. 相談しても解決しないと思ったから	53.8
3. 自分にも悪いところがあると思ったから	23.1
4. 相談するほどのことではないと思ったから	0.0
5. 他人を巻き込みたくなかったから	15.4
6. 相談したことがわかると、暴力がもっとひどくなる と思ったから	7.7
7. どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから	15.4
8. 相談すると、担当者の言動に自分が不快な 思いをするのではと思ったから	0.0
9. その他	0.0
無回答	0.0

問27. DVやセクシュアル・ハラスメントの対応策として、市が取り組むべきことはなんだと思いますか？あてはまるものを すべて 選んで○をしてください。

1. DVに関する啓発活動を行う	32.0
2. 相談場所などの情報提供をする	55.3
3. 相談事業の拡大	34.2
4. 関係機関が連携して防止策を講じる	37.7
5. 若年層への未然防止の取り組みを進める	35.0
6. その他	3.2
無回答	14.0

【行政の役割について】

問28. 男女共同参画社会の実現に向けて、津山市は、今後どのようなことに力をいれていけばよいと思いますか？ 次の1～11の中から 3つ以内 で選んで○をしてください。

1. 市役所の各種審議会の委員など、政策決定の場に女性を多く登用する	14.9
2. 企業主など雇う側が男女共同参画に理解を深めるように働きかけをする	32.7
3. 出産、育児のため仕事を辞めても、再就職できるような雇用面の対策を考える	61.1
4. 女性のための職業教育や訓練の場をつくる	11.3
5. 子育て支援の施策を充実する	45.3
6. 介護者が社会参加しやすくするため、介護支援サービスを充実させる	39.3
7. 男女共同参画の視点に立った教育や学習をすすめる	13.0
8. 女性への意識啓発と相談体制を充実する	7.1
9. 男性への意識啓発と相談体制を充実する	5.4
10. DVをはじめとする暴力やさまざまなハラスメントを根絶するための啓発・支援を促進する	13.0
11. その他	1.2
無回答	4.9

問29. 津山市では、「男女共同参画社会」の実現を推進していくための拠点として、平成11年4月、津山男女共同参画センター「さん・さん」(アルネ・津山5階)を設置しました。

「さん・さん」は、性別、年齢を問わず市民の方がどなたでもご利用いただける施設で、男女共同参画社会実現のための各種啓発講座、情報提供、相談業務、市民活動支援、ファミリー・サポート・センターなどの事業を実施しています。

あなたは、この津山男女共同参画センター「さん・さん」にどのような役割を期待しますか？
次の中から あてはまるものを すべて 選んで○をしてください。

1. いつでもだれでも立ち寄れる交流の場	52.3
2. 同じ悩みを抱えている人へのネットワーク支援	42.3
3. 男女共同参画に関する幅広い情報、書籍、資料等の収集・提供	23.0
4. 講演会、学習会の企画・開催	26.1
5. 女性相談窓口の機能の充実	27.1
6. 就職講座や企業講座などの女性の就業支援	25.4
7. 男性向けの講座・相談窓口の充実	12.5
8. 自主的な学習活動やNPO・ボランティアの活動支援	15.1
9. 調査・研究機能の充実	5.9
10. その他	2.4
11. 津山男女共同参画センター「さん・さん」を知らない	15.6
無回答	8.8

問30. 男女共同参画社会づくりに向けてのご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

2 第4次津山男女共同参画さんさんプランの策定経過

年 月	会 議 等	内 容
平成28年3月16日	平成27年度第2回津山市男女共同参画まちづくり審議会	・男女共同参画市民アンケートの調査項目について
平成28年6月2日	平成28年度第1回津山市男女共同参画まちづくり推進本部幹事会議	・男女共同参画市民アンケート調査の内容について
平成28年6月23日	平成28年度第1回津山市男女共同参画まちづくり推進本部会議	・男女共同参画市民アンケート調査の内容について
平成28年7月8日	平成28年度第1回津山市男女共同参画まちづくり審議会	・男女共同参画市民アンケート調査の内容について
平成28年8月1日～8月21日	津山市男女共同参画市民アンケート調査実施	18歳以上の男女各1,000名（無作為抽出）
平成29年2月9日	平成28年度第2回津山市男女共同参画まちづくり審議会	・男女共同参画市民アンケート調査結果について（報告）
平成29年5月11日	平成29年度第1回津山市男女共同参画まちづくり推進本部幹事会議	・第4次プランの概要 ・策定スケジュール ・各課のプラン掲載事業調査について
平成29年5月19日	平成29年度第1回津山市男女共同参画まちづくり推進本部会議	・第4次プランの概要 ・策定スケジュール ・各課のプラン掲載事業調査について
平成29年6月21日	平成29年度第2回津山市男女共同参画まちづくり推進本部幹事会議	・第4次プランの素案について ・今後のスケジュールについて
平成29年7月5日	平成29年度第2回津山市男女共同参画まちづくり推進本部会議	・第4次プランの素案について ・今後のスケジュールについて
平成29年7月26日	平成29年度第1回津山市男女共同参画まちづくり審議会	・第4次プランについて諮問 ・素案について協議
平成29年8月16日～9月15日	パブリックコメント実施	第4次プラン素案について市民の意見募集
平成29年10月11日～10月14日	平成29年度第3回津山市男女共同参画まちづくり推進本部幹事会議	パブリックコメントの結果と対応
平成29年10月25日	平成29年度第3回津山市男女共同参画まちづくり推進本部会議	・パブリックコメントの結果報告 ・プランへの掲載内容について ・プランに掲載する市民アンケート結果について
平成29年11月9日	平成29年度第2回津山市男女共同参画まちづくり審議会	・パブリックコメントの結果報告 ・プランに掲載する市民アンケート結果等について ・答申内容について
平成29年12月15日	答申	津山市男女共同参画まちづくり審議会より市長へ答申
平成30年3月	プラン策定	
平成30年4月1日	プラン施行	

3 第4次津山男女共同参画さんさんプラン案についての諮問及び答申

津総啓 第166号
平成29年7月26日

津山市男女共同参画まちづくり審議会長 様

津山市長 宮地 昭 範

「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」について(諮問)

津山市男女共同参画まちづくり条例第8条に基づき、津山市の男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」において取り組むべき重要課題について貴審議会の意見を求めたく諮問します。

平成29年12月15日

津山市長 宮地 昭 範 様

津山市男女共同参画まちづくり審議会
会 長 遠 藤 知 子

第4次津山男女共同参画さんさんプランについて(答申)

平成29年7月26日付 津総啓第166号で諮問のありました「第4次津山男女共同参画さんさんプラン(案)」について、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会は、「第4次津山男女共同参画さんさんプラン(案)」について諮問を受け、慎重に審議を行ってきました。

津山市におかれましては、男女の人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識や社会慣行を解消し、自らの意思と価値観によってその個性と能力を十分に発揮することができる「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」の実現をめざして、長年にわたり取り組んでこられたことと思います。

諮問案は、現「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」、国・県等の計画とも整合性が図られておりましたが、パブリックコメントの意見を踏まえ、審議の結果、諮問案に一部修正を加え、別添のとおり答申します。

内閣府の平成29年版男女共同参画白書にもあるように、「少子高齢化、人口減少という構造的課題に直面する中、我が国最大の潜在力である『女性の力』が十分に発揮され得る環境を整備していくことが不可欠」であり、また、国は「働き方改革実行計画」に基づいて、国民の意識や社会制度の改革に取り組み、長時間労働の是正、男性の意識や行動の改革を進めているところです。

これらのことを踏まえ、第4次さんさんプラン(案)では、3つの基本目標のうちの1つを「女性活躍推進計画」として位置づけ、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」、「働く場における男女共同参画の推進」を重点目標としています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、誰もが暮らしやすく、持続可能な活力のある社会の実現につながります。これまで以上に、女性の視点を取り入れた施策を推進するよう要望します。

最後に、市民が夢と希望を持ち活力と住みやすさを感じることでできるまちを創るためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であることを強く認識し、この答申書の内容を十分反映していただき、男女共同参画の施策をより一層推進していただくよう要望し、答申といたします。

4 津山市男女共同参画まちづくり審議会委員名簿

役 職	氏 名	所属団体等	肩書き
会 長	遠藤 知子	さんさん登録団体（津山地域ウイズセンター）	
副会長	栞村 功士	美作県民局地域政策部地域づくり推進課	課 長
副会長	寺坂 典子	さんさん登録団体（勝北女性ゼミナール）	
	居原田 洋子	美作大学短期大学部	准教授
	江原 由美子	津山工業高等専門学校	講 師
	小川 宏	津山市連合町内会	副会長
	河原 直子	津山市PTA連合会	
	國藤 義隆	津山人権擁護委員協議会	
	高崎 恵子	津山市社会教育委員会	
	田島 美智子	一般公募	
	鳥越 俊之	津山青年会議所	理事長
	中村 剛	連合岡山美作地区協議会	副議長
	日笠 香織	一般公募	
	廣野 勝美	津山商工会議所女性会	副会長

5 津山市男女共同参画関連条例等

①津山市男女共同参画まちづくり条例

平成14年3月22日津山市条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 男女共同参画のまちづくりに関する基本的
施策（第8条～第17条）

第3章 男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止
（第18条）

第4章 推進体制（第19条～21条）

第5章 雑則（第22条）

付則

津山市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現するため、「つやま女性プラン」を策定するなど、市民と協働してさまざまな施策を実施してきた。

しかしながら、男女の役割を固定的にとらえようとする性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等を実現するためには未だ多くの課題が残されている。

また、少子高齢化や高度情報化の進展など急激な社会経済状況の変化の中で、男女が共に対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、自らの価値観によって多様な生き方を選択することができる社会の実現が重要な課題となってきた。

こうした状況の下、私たちは、豊かさと活力に満ちた津山を創造するためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であることを強く認識し、市、市民及び事業者が連携し、協働して男女共同参画のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な扱いや暴力を受けることなく、男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の理解と協力の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができること。

(5) 男女が、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に健康であって、相互の理解と協力の下に、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されること。

(6) 男女が、自らの意思によって対等な立場で社会活動に参画することによって、豊かで活力あふれる地域社会を創造すること。

(7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

（市の役割）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従って、男女共同参画のまちづくりに関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を市の重要課題として総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携し、及び協力して、男女共同参画のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に従って、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画のまちづくりに努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に従って、その事業活動において自ら進んで男女共同参画のまちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画のまちづくりのために必要があると認めるときは、積極的改善措置を行うよう努

めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第7条 市は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を行うように努めるものとする。

第2章 男女共同参画のまちづくりに関する基本的施策

(基本計画)

- 第8条 市長は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画のまちづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に実施すべき男女共同参画のまちづくりに関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

- 3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(啓発活動)

- 第9条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に対する理解と関心を深めるため必要な啓発に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

- 第10条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

- 第11条 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を行うことにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民に表示される情報に関する施策)

- 第12条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現が行われないよう必要な施策の実施に努めるものとする。

- 2 市は、広く市民に表示される情報を市民が正しく評価するため、必要な能力の向上を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

- 第13条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画のまちづくりに関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動の両立支援)

- 第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立することができるよう支援するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(相談及び苦情の申出)

- 第15条 市民及び事業者は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって権利が侵害された場合の相談又は男女共同参画のまちづくりに関する施策についての苦情を、市長に申出ることができる。

- 2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

(調査及び情報の収集)

- 第16条 市は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を策定し、及び効果的に実施するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

(公表)

- 第17条 市長は、毎年、男女共同参画の進捗状況及び男女共同参画のまちづくりに関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止

(男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止)

- 第18条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) 性的な言動により相手の生活環境を害する行為及び当該言動に対する相手の対応により相手に不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力及び虐待

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

- 第19条 市は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を長とする推進体制の整備に努めるものとする。

(拠点施設)

- 第20条 市は、津山男女共同参画センター「さん・さん」（津山男女共同参画センター「さん・さん」条例（平成10年津山市条例第28号）に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画のまちづくりに関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画のまちづくりに関する取組を支援するための拠点施設とする。

(津山市男女共同参画まちづくり審議会)

- 第21条 男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、津山市男女共同参画まちづくり審議会（以下「まちづくり審議会」という。）を置く。

- 2 まちづくり審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

- 3 まちづくり審議会は、委員20人以内をもって組織

し、市民、学識経験を有する者、関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、まちづくり審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

②津山市男女共同参画まちづくり 条例施行規則

平成14年10月1日津山市規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、津山市男女共同参画まちづくり条例（平成14年津山市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第15条第1項の規定による相談又は苦情の申出をしようとする者は、苦情等申出書を市長に提出しなければならない。

(審議会委員の任期)

第3条 条例第21条第1項の津山市男女共同参画まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の増員により新たに委嘱された委員の任期は、現に委員である者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(審議会の会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査及び審議するため必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の状況並びにその結果を審議会に報告する。

5 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読替えるものとする。

(審議会の庶務等)

第7条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

2 条例及びこの規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定め

る。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後、最初に委嘱する委員の最初の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成16年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この規則による審議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

③津山市男女共同参画まちづくり 推進本部設置要綱

平成29年4月1日津山市訓令/津山市教育委員会
訓令/津山市水道事業管理規程/第15号
改正 平成29年7月1日津山市訓令/津山市教育委員会
訓令/津山市水道事業管理規程/第21号

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画のまちづくりの実現に向けて、諸問題を総合的に調査し、及び検討し、円滑な施策の推進を図るため、津山市男女共同参画まちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌する事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画のまちづくりに関する施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画のまちづくりに関する調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長が、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めるときに招集し、これを主宰する。

- 2 推進本部の会議において必要と認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の会議に付すべき事案の調整並びに調査及び検討を行うため、推進本部の補助機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議において必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(男女共同参画推進班)

第6条 幹事会は、その所掌事務に係る事項を調査研究するため必要があるときは、男女共同参画推進班を置くことができる。

- 2 男女共同参画推進班は、幹事が属する部署の職員のうちから幹事会が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部人権啓発課において

処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (平成29年7月1日訓令第21号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令達の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総合企画部長、総務部長、総務部参与、財政部長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、産業経済部長、産業経済部参与、都市建設部長、地域振興部長、学校教育部長、生涯学習部長、水道局長

別表第2 (第5条関係)

幹事長	副幹事長	幹 事
総務部参与	人権啓発課長	政策調整室長、総務課長、人権啓発課男女共同参画センター所長、財政課長、環境福祉部企画調整官、こども保健部企画調整官、産業経済部企画調整官、都市建設部企画調整官、協働推進室長、学校教育部企画調整官、生涯学習部企画調整官、業務課長

6 関係法令等

①男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第12条）
 - 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）
 - 第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女

間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期

の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 平成26年4月23日法律第28号

目次

前文

第1章 総則 (第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (第3条～第5条)

第3章 被害者の保護 (第6条～第9条の2)

第4章 保護命令 (第10条～第22条)

第5章 雑則 (第23条～第28条)

第5章の2 補則 (第28条の2)

第6章 罰則 (第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ
とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ
ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法
な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい
う。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響
を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において
「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶
者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が
離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって
は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に
対する暴力等を含むものとする。
- 2** この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。
- 3** この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した
と同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含
め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本 計画等

(基本方針)

- 第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項におい
て「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方
針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において
「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2** 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

- 3** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

- 4** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ
の条において「都道府県基本計画」という。）を定め
なければならない。

- 2** 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

- 3** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針
に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市
町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ
の条において「市町村基本計画」という。）を定める
よう努めなければならない。

- 4** 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、
これを公表しなければならない。

- 5** 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県

基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2)被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3)被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4)被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5)第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6)被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら

協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1)命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2)命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1)面会を要求すること。

(2)その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3)著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4)電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5)緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6)汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7)その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8)その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の

場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受

けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの

間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次

に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係

る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1)第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2)第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3)第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4)第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1)都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2)市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者または配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成27年9月4日法律第64号
改正 平成29年3月31日法律第14号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条～第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第28条）
- 第6章 罰則（第29条～第34条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に

与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1)女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2)事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3)女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4)前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1)事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2)女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3)その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1)計画期間

(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3)実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出よう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等

に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1)第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2)この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3)不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条

第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)計画期間

(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3)実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の

差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1)一般事業主の団体又はその連合団体
- (2)学識経験者
- (3)その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進

に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)第18条第4項の規定に違反した者

(2)第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1)第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2)第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3)第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)第10条第2項の規定に違反した者

(2)第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3)第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

4 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

2及び3 略

4 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第28条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第

3 項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

7 男女共同参画関係年表

年	国際機関	日本	岡山県	津山市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年（テーマ：平等・発展・平和） ・国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置		
1976年 (昭和51年)	・国連婦人の10年（1976年～1985年）	・「戸籍法」改正（離婚後の婚氏続称）		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」、婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ・国立婦人教育会館設立		
1978年 (昭和53年)			・婦人問題行政連絡協議会」設置 ・県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」実施	
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択		・県の婦人問題担当課を「県民課」に位置づける。 ・「岡山の婦人問題を考える会」が発足し、意見書を発表	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回世界女性会議）開催（コペンハーゲン） ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法」改正（妻の相続分1/2に）	・「岡山県婦人問題会議」を設置。同会議が「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申	
1981年 (昭和56年)		・「国内行動計画後期重点目標」決定	・「岡山県婦人問題協議会」設置 ・県の婦人問題担当課が「県民生活課」に移り、同課に「婦人班」を新設	
1982年 (昭和57年)			・婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊 ・県政世論調査「家庭と婦人」実施	
1984年 (昭和59年)	・「国連婦人の10年ESCAP地域政府間準備会議」開催（東京）	・「国籍法」改正（父母両系血統主義に）	・「おかやま婦人のバス事業」開始	・青少年婦人室を新設 ・「婦人問題を考える津山圏の集い」開催
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）開催 ・（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」成立 ・「労働基準法」改正 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・生活保護基準額の男女差を解消	・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ・「岡山県婦人海外派遣事業」開始 ・婦人問題調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施	
1986年 (昭和61年)		・「婦人問題企画推進有識者会議」開催 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・国民年金の第3号被保険者制度開始	・県民生活課婦人班を「婦人青少年対策室婦人企画班」に改組 ・「地域婦人問題推進センター」設置（県内3か所）	・「津山地域婦人のつどい」開催
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・「配偶者特別控除」新設	・「岡山県婦人情報バンク」設置 ・「地域婦人問題推進センター」設置（県内3か所）	・「明日を見つめる津山女性の声」意見募集
1988年 (昭和63年)		・「婦人週間40周年記念全国会議」を開催	・「地域婦人問題推進センター設置」（県内3か所） ・「女性による地域福祉実践事業」開始	・女性議会（ひまわり議会）開催 ・女性情報コーナーの設置 ・「津山女性問題行政連絡会議」発足 ・「女性問題を考える津山市民のつどい」開催
1989年 (平成元年)		・新学習指導要領の告示（家庭教育における男女同一の教育課程の実現等）	・「働く女性相談コーナー」開設 ・「農漁村婦人の日」設定	・「明日を見つめる津山女性」シンボルマーク作成 ・津山女性しんぶん「えすばあ」創刊 ・「津山女性政策策定審議会」発足 ・「女性問題を考える津山市民のつどい」開催
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会拡大会議（ウィーン） ・「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		・「21世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定 ・県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施	・「津山地域婦人会連絡会」発足 ・「えすばあ女性フォーラム'90」開催 ・「男女平等に関する津山市民意識調査」実施
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」成立	・「第4次岡山県総合福祉計画」策定（女性の項目を新設） ・「男女共同参加型社会の実現をめざして」策定	・「ひなまつり市民フォーラム」開催 ・「津山女性政策策定審議会」から提言
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣を任命	・「女性県政アドバイザー事業」開始 ・「女性農業者制度」発足	・「ひなまつり市民フォーラム」開催 ・「女性室」を新設 ・「津山女性政策行動計画策定委員会」設置
1993年 (平成5年)		・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定 ・「パートタイム労働法」施行	・「女性青少年対策室女性政策課」を設置 ・「県政レディ」配置	・「ひなまつり市民フォーラム」開催 ・「つやま女性プラン」策定
1994年 (平成6年)	・「開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」開催（ジャカルタ） ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議で「行動計画」を採択（カイロ） ・国際家族年	・男女共同参画室（総理府）設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 ・すべての高校で家庭科が男女必須に	・岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問 ・県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施	・「ひなまつり市民フォーラム」開催 ・「女性センター」設置について「社会教育施設整備運営等委員会」で検討。意見書提出

年	国際機関	日本	岡山県	津山市
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動-」開催（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立	・岡山婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ・岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称	・「男女平等に関する津山市民意識調査」実施 ・「ひなまつり市民フォーラム」開催
1996年 (平成8年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「男女共同参画社会の実現をめざして」策定	・「ひなまつり市民フォーラム」開催 ・「津山市第3次総合計画」策定（女性の項目を新設）
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正	・「岡山県男女共同参画推進本部」設置 ・「岡山県女性センター整備構想検討委員会」設置 ・「男女共同参画アドバイザー養成事業」開始	・「ひなまつり市民フォーラム」開催 ・「人権啓発課」新設 ・「津山市民権啓発推進会議」発足 ・「女性人材バンク」設置 ・「津山女性プラン推進懇話会」から提言
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申	・「ウィズウィーク（11/11～17）」決定 ・「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催	・「ひなまつり市民フォーラム」開催 ・「改訂版つやま女性プラン」策定
1999年 (平成11年)	・ESCAPハイレベル政府間会議開催（バンコク）	・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行（女性の参画の促進を規定） ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	・「岡山いきいき子どもプラン」策定 ・岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）開館	・津山男女共同参画センター「さん・さん」開館
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」答申 ・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「児童虐待防止法」施行 ・介護保険制度スタート	・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 ・岡山県人権政策審議会答申	・「津山男女共同参画推進懇話会」設置 ・「津山ファミリー・サポート・センター」開設
2001年 (平成13年)		・「男女共同参画会議」「男女共同参画室」（内閣府）設置 ・「仕事と子育ての両立支援の方針について」閣議決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「育児・介護休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）	・「おかやまウィズプラン21」策定 ・「岡山県人権政策推進指針」策定 ・「女性青少年対策室女性政策課」を「男女共同参画課」に改組 ・「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」公布・施行	・「津山男女共同参画社会推進部会」設置 ・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施
2002年 (平成14年)			・「岡山県男女共同参画審議会」を設置	・「津山男女共同参画まちづくり条例」公布・施行 ・「津山男女共同参画推進本部」発足 ・「津山男女共同参画まちづくり審議会」設置 ・津山男女共同参画まちづくり審議会に「つやま男女共同参画プラン」について諮問 ・「さんさん祭り2002」開催
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」成立 ・「少子化対策基本法」成立	・「男女共同参画フォーラム in おかやま」開催 ・「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催	・「津山男女共同参画まちづくり審議会」から答申 ・「つやま男女共同参画さんさんプラン」策定 ・「さん・さん祭り2003」開催
2004年 (平成16年)		・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」決定 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定	・「女性のチャレンジ支援策岡山アピール」開催 ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 ・「新岡山いきいき子どもプラン」策定	・「さん・さん祭り2004」開催
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	・岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定 ・「女性副知事フォーラム2005おかやま」開催	・「さん・さん祭り2005」開催

年	国際機関	日本	岡山県	津山市
2006年 (平成18年)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	・「高齢者虐待防止法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「改訂岡山県人権政策推進指針」策定 ・「新おかやまウィズプラン」策定	・津山市男女共同参画市民アンケート調査実施 ・「さん・さん祭り2006」開催
2007年 (平成19年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・津山市男女共同参画まちづくり審議会「新つやま男女共同参画さんさんプラン」について諮問 ・「さん・さん祭り2007」開催
2008年 (平成20年)		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「パートタイム労働法」改正	・岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定 ・岡山県男女共同参画センター(ウィズセンター)移転 ・「全国シェルトゥーシンポジウム2008inおかやま」開催(後援)	・「津山市男女共同参画まちづくり審議会」から答申 ・「新つやま男女共同参画さんさんプラン」策定 ・「さん・さん祭り2008」開催
2009年 (平成21年)	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ソウル)	・「DV相談ナビ」開設 ・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正 ・男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表	・「新おかやまウィズプラン」中間見直し ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	・「さん・さん祭り2009」開催
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「岡山いきいき子どもプラン2010」策定 ・「男女共同参画課」を「男女共同参画青少年課」に改組	・「津山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定 ・「さん・さん祭り2010」開催
2011年 (平成23年)	第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合(シュムリアップ)		・「第3次おかやまウィズプラン」策定 ・「第3次岡山県人権政策推進指針」策定	・「津山市男女共同参画市民アンケート調査」実施 ・「さん・さん祭り2011」開催
2012年 (平成24年)		・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 ・子ども・子育て関連3法成立		・津山市男女共同参画まちづくり審議会「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」について諮問 ・「津山市男女共同参画まちづくり審議会」から答申 ・「さん・さん祭り2012」開催
2013年 (平成25年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		・「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」策定 ・「さん・さん祭り2013」開催 ・「ワーク・ライフ・バランス実態調査」実施
2014年 (平成26年)		・「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる	・「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の一部改正 ・「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	・「さん・さん祭り2014」開催
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会／「北京+20」記念会合(ニューヨーク)	・男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立	・「岡山いきいき子どもプラン2015」策定	・津山市両立支援アドバイザー派遣実施要綱施行 ・津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱施行 ・「さん・さん祭り2015」開催
2016年 (平成28年)		・「女性活躍加速のための重点方針2016」決定	・「第4次おかやまウィズプラン」策定 ・「岡山県女性活躍推進計画」策定 ・「第4次岡山県人権政策推進指針」策定	・「津山市男女共同参画市民アンケート調査」実施 ・「さん・さん祭り2016」開催
2017年 (平成29年)				・津山市男女共同参画まちづくり審議会「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」について諮問 ・「津山市男女共同参画まちづくり審議会」から答申 ・「さん・さん祭り2017」開催
2018年 (平成30年)				・「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」策定

8 第4次さんさんプラン用語解説

■あ行

育児・介護休業制度

育児や家族の介護を行っている労働者について、職業生活と家庭生活の両立を支援するため、休業などを保証する制度。育児・介護休業法に基づいている。

SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。Facebook、LINE、ツイッター等がある。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは結婚や出産を機に退職する女性が多く、子育てが一段落すると再就職するという傾向のため。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

エンパワーメント

力をつけること、また、自ら主体的に行動することによって、状況を変えていこうとする考え方のこと。

■か行

家族経営協定

日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにすることを目的に、家族経営が中心の農家において、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境をつくるため、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

国際婦人年

1972年の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を「国際婦人年」とすることが決定された。また、1976年～1985年の10年間を「国連婦人の10年」とした。

国連婦人の10年

1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の10年—平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の10年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回世界女性会議）、最終年の1985年には、ナイロビで「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

■さ行

JKビジネス

主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには健全な営業を装い風俗営業法の規制対象から逃れているが、その実態は性産業に近く少女売春や犯罪などの危険をはらむと指摘されている。

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

女子差別撤廃条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としているもの。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

ストーカー行為

特定の相手への恋愛感情や、その気持ちが満たされなかったことに対する恨みの感情を充足する目的により、つきまとい、まちぶせ、無言電話等の行為を反復して行うこと。異常なほどの執着心、支配欲に基づく行動で、なかなか歯止めがきかず、行動がエスカレートすることが特徴。

性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性的少数者

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。英語のSexual Minority（セクシャル・マイノリティ）の日本語訳である。一般的に、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害の当事者含む）などが含まれる。

性同一性障害

身体の性と自分が認識する心の性が一致せず、持続的に苦悩がある状態。数千人に1人の割合で見られるという。認定には原則2人以上の専門医の診断が必要。2004年に性同一性障害特例法が施行され、手術を受けることなどを条件に性別変更ができるようになった。

性の商品化

性（とりわけ女性の性）をその人格から切り離し、「モノ」として見る傾向や態度をさす。性をモノ化することによって、男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性自身の身体に対する主体性を奪い、男性の従属物とみなす意識がつくられがちとなる。こうした意識は、対等であるべき男女の関係をゆがめ、さまざまな場面でセクシュアル・ハラスメント等の女性への暴力を生み出す土壌になっている。

性別役割分担意識

職場・家庭・地域などにおいて、男女別にそれぞれの責務や役割について明確に区分すること。固定的な性別役割分担意識とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。固定的な考え方の代表例として、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などが挙げられる。

世界女性会議

1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年世界会議）は1975年にメキシコシティで、第2回（国連婦人の10年中間年世界会議）は1980年にコペンハーゲンで、第3回（国連婦人の10年ナイロビ世界会議）は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催された。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にセクハラとなる。

職場におけるセクハラには、同性に対するものも含まれ、性別役割分担意識に基づく言動（ジェンダー・ハラスメント）もセクハラの原因としてとらえられる。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

女性・障害者・少数民族などに対する社会的差別を是正するために、雇用や高等教育などにおいて、それらの人々を積極的に登用・選抜すること。具体的には、特別枠や優遇措置を設けることをいう。積極的差別撤廃措置。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

相対的貧困

その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態。例として、日本においては「経済的な理由で高校に進学できない」「経済的な理由で塾や予備校に行くことができない」「経済的な理由で部活動などに参加できない」などが挙げられる。

また、相対的貧困率とは、所得の中央値の半分を下回っている人の割合で、その国の所得格差が表れる数字である。

た行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関係なく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和60（1985）年に制定。その後、平成9（1997）年には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正が行われた。さらに、平成18（2006）年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。

津山まちなかカレッジ

「県北最高の教育を提供する学びの総合空間」を理念に掲げて立ち上げた人材大学校であり、地域の現場で活躍する産業人材を育成する。現在働いている人のスキルアップ講座、女性や高齢者の再就職やキャリアデザイン講座、小・中学生の理工系の学習、経営者のためのマーケティング講座など、幅広い分野の学習機会を提供する。

DV

「ドメスティック・バイオレンス」の項目を参照。

デートDV

恋人同士での身体、言葉、態度による暴力。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者、または親密な関係にあった者から振るわれる暴力のこと。一般的に「DV」と略して使われる。

「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「暴言をはく」「無視する」「大切なものを壊す」等の精神的暴力や、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「手紙・電話・メールをチェックする」「行動を制限する」等の社会的暴力も含む。

■な行

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する農業経営改善計画を市町村に認定された農業経営者。

■は行

パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。平成17（2005）年6月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。

■ま行

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した女性に対する職場でのいじめ、嫌がらせのこと。一時的に仕事ができない場合や育児休業の取得などを理由とする解雇や減給、降格などの不当な扱いばかりでなく、ことばや態度による嫌がらせもさす。マタハラと略されることもある。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

男女共同参画の分野では、メディアにおける、さまざまな偏見や差別、男女の固定的な性別役割分担、性の商品化、暴力肯定などに通じる隠れた表現や意図を見極める力の意味として使う。

メンタルヘルスケア

精神的健康の管理。具体的には、精神的な疲労やストレスを減らし、うつ病などの精神疾患の予防、さらには早期治療による改善からよりよい心の状態作りまでを意味している。

■ や行

有効求人倍率

公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合。求人倍率は国内の景気判断を行う際の重要な指標として用いられている。例として、有効求人倍率1.08倍とは、仕事を探す人100人に対して108人分の仕事がある状態。1を下回れば、「仕事不足」を意味する。

■ ら行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

妊娠・出産というしくみを体に持つ、女性の一生を通じた健康のこと。強制ではなく安全で満足な性生活が営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということを女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。これらを総称して「性と生殖に関する健康及び権利」と訳されている。

リベンジ・ポルノ

別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開するいやがらせ行為及びその画像。

労働力率

生産年齢人口に占める労働力人口（就業者数＋完全失業者数）の比率。労働力人口÷15歳以上の人口（生産年齢人口）×100の数値で示す。

■ わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活とが調和あるいは両立している状態。「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

暮らし、
ほんもの。



第4次津山男女共同参画 さんさんプラン

— 「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」の実現をめざして —

発行年月 平成30(2018)年3月
発行 津山市
編集 津山市総務部人権啓発課
〒708-8520
岡山県津山市新魚町17番地 アルネ・津山5階
津山男女共同参画センター「さん・さん」
TEL:0868(31)2533 FAX:0868(31)2534
e-mail:sun-sun@city.tsuyama.lg.jp